

平成 12 年 2 月定例会（第 252 回）

3 月 10 日 一般質問

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [憲法第二十五条から見た介護保険と国民健康保険について](#)
- 2 [母子医療について](#)
- 3 [知事の時代認識及び住民参加と公開の徹底について](#)
- 4 [財政問題について](#)
- 5 [首都機能移転について](#)
- 6 [飛鳥工房遺跡、酒船石遺跡の一体とした保存と万葉ミュージアムについて](#)
- 7 [暴力団問題について](#)

平成12年 2月 定例会（第252回）

平成十二年第二百五十二回定例奈良県議会会議録（第六号）

平成十二年三月十日（金曜日）午後一時四分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四七六名）

一番	菅野泰功君	二番	中野雅史君
三番	上田 悟君	四番	笹尾保博君
五番	奥山博康君	六番	森下 豊君
七番	粒谷友示君	八番	今井光子君
九番	山村幸穂君	一〇番	田中美智子君
一一番	神田加津代君	一二番	鍵田忠兵衛君
一三番	中辻寿喜君	一四番	安井宏一君
一五番	丸野智彦君	一六番	森川喜之君
一七番	高柳忠夫君	一八番	田中惟允君
一九番	山本進章君	二〇番	樹杉和彦君
二一番	岩田国夫君	二二番	大保親治君
二三番	辻本黎士君	二四番	秋本登志嗣君
二五番	小泉米造君	二七番	小林 喬君
二八番	田尻 匠君	二九番	藤本昭広君
三〇番	山下 力君	三一番	畠 真夕美君
三二番	國中憲治君	三三番	山本保幸君
三四番	飯田 正君	三五番	杉村寿夫君
三六番	松井正剛君	三七番	新谷紘一君
三八番	出口武男君	三九番	浅川 清君
四〇番	寺澤正男君	四一番	服部恵竜君
四二番	上松正知君	四三番	上田順一君
四五番	中村 昭君	四六番	梶川虔二君
四七番	松原一夫君	四八番	川口正志君

欠席議員（二名）

二六番	米田忠則君	四四番	新谷春見君
-----	-------	-----	-------

議事日程

一、当局に対する一般質問

○副議長（松原一夫君） これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後六時まで延長いたします。

○副議長（松原一夫君） この際、お諮りいたします。

追加議案の上程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○副議長（松原一夫君） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、八番今井光子君に発言を許します。――八番今井光子君。（拍手）

◆八番（今井光子君） （登壇） 私は、日本共産党を代表いたしまして、知事をはじめ関係部長並びに教育長に質問いたします。

質問に入ります前に一言ごあいさつをさせていただきます。私が前回、最後の質問に立ちましたのが平成二年の十一月でございました。あれ以来九年四カ月ぶりの質問になります。この間、医療や介護の現場で多くの県民の皆様の相談に携わってまいりました。現場から見た県政は、冷たく、血の通わない遠い存在でした。生きる権利が奪われているその叫びをもう一度届けたいとの私の思いに、多くの方々のご支援をいただき、今日この場に立つことができました。改めて、私を送り出していただきました多くの皆様に、この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

まず最初に、私は、憲法第二十五条から見た介護保険と国民健康保険について、知事並びに福祉部長に質問いたします。

私が福祉の仕事を選んだきっかけは、ひとり暮らしのお年寄りが、だれにもみとられずに亡くなった、いわゆる孤独死の新聞報道に衝撃を受けたことでした。自分に何かできることがないかと老人世帯を回るボランティアを始めましたのが高校時代です。その当時、九十一歳のご主人と八十九歳の奥さんの老夫婦世帯に伺っていました。これまでご主人の世話をしていた奥さんが病気になったときに、自分のことがやっというご主人では在宅で妻の世話ができず、当時、家庭奉仕員が訪問しておりましたが、週二、三回の訪問では十分に支え切れず、長年仲よく寄り添って暮らしてきた老夫婦が、人生の最後を迎えるときに、生木を裂くように病院と老人ホームに別れなければならなかった現実を目の当たりにしたことです。ひとりになっても、寝たきりになっても、だれもが安心して暮らせる福祉豊かな社会をつくりたいというのが私の大きな夢でした。

あれから三十年、介護を社会全体で支える目的で、四月から介護保険が始まります。施設も在宅サービスもまだまだ少ないとはいえ、あの当時から見れば比べものにならないほど進んでまいりました。しかし、介護保険のもとでは、あの老夫婦のように高齢者が高齢者を介護する老々介護や、ひとり暮らしの深刻な介護の問題を解消、解決できないどころか、現行の不十分な介護サービスの水準すら保障できない内容になっています。奈良市で

は、二十四時間ホームヘルプサービスを受けている四十三人のうちで二十六人が認定に基づく給付限度額をオーバーしており、その額は九千円から四十万円まで、平均すれば一人十五万円にもなります。ホームヘルプサービスを受けていたあるお年寄り、利用料が一万円かかると聞いて、サービスを断ってきたという事例も聞いております。国民年金の平均支給額が月に四万七千円、六十五歳以上の七割が住民税非課税です。四月からの実施を前にして、今までのサービスをやむなく削らなければならない方々の不安ははかり知れないものがあります。これは政府による老人虐待とも言えるのではないのでしょうか。介護保険の対象になるのは、六十五歳以上の一三%程度です。十人中九人弱の人は掛け捨てになります。本当に必要とする人が使えないものであれば、何のための制度かと言わざるを得ません。

日本共産党は、昨年七月、介護保険についての緊急提案を発表し、新たな制度を発足させる以上は、介護サービスの確保や低所得者対策など最小限の条件整備が必要であること、それができなければ保険料徴収の延期をと提案いたしました。政府も事の深刻さを認識し、十一月初旬には特別対策を決定しました。その内容は、六十五歳以上の保険料を半年間徴収せず、その後一年は半額にすることを中心としたものでした。さらに、日本共産党は、十一月三十日には介護サービス基盤整備と低所得者対策の緊急改善を提案し、ことしの二月二十二日には、実施目前の介護保険について国民負担を軽減するための介護保険法改正案を参議院に提出いたしました。この改正案では、住民税非課税者を対象に減免を実施、在宅サービスの場合は全額免除とし、施設サービスは現行の負担水準まで軽減します。これによって、六十五歳以上の七四%が利用料減免の対象になります。国の負担は、現行では保険給付費の二五%負担ですが、これを改正案では五〇%に引き上げます。さらに、必要なサービスの提供ができないほどおくらしている介護基盤整備を集中的に進める間の臨時措置として、二〇〇〇年度中は介護保険料の徴収を行わないことを特例法案として提出しました。その間のサービス給付の七五%を国庫負担とする内容です。憲法第二十五条の生存権、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」の立場に立てば、当然改善が必要だと思いますが、知事は介護保険が今のままで問題なく進むと考えておられるのか、国の新たな対応が必要であると考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

福祉部長に質問いたします。

今多くの県民は、介護保険料の上乗せで国民健康保険料の引上げを心配しています。国保料の滞納が急増しています。全県で保険証の未交付が七千六百三十二世帯あります。現行法のもとでは、資格証明書の発行や給付の差し止めなどの制裁措置については、できるという規定で、義務規定ではありませんが、介護保険の導入に伴う国保の改悪では、制裁措置を義務づけ、今まで制裁措置をする場合でも、督促や支払いの相談など一定の期間や手続を踏んでいたものが、保険者の判断でいつでもできる規定になっています。払いたく

ても払えない保険料で、滞納者がふえることが心配をされています。国も今回、その影響を心配して、今まで基金を取り崩す理由に負担の軽減は認めてきませんでしたが、二月二十一日の厚生省課長通知で初めて基金の取り崩しを認めております。県は市町村に対してどのように指導をされているのか、お答えください。

次に、母子医療について、健康局長に質問します。

日本共産党は、一九九三年六月二十一日、奈良県の小児医療体制の拡充と、産科、小児科、新生児科を総合した小児・母子保健医療センターの設置を求める提言を発表し、知事に申入れを行ってまいりました。その後、子ども専門病院が欲しいとの声が広がる中で、県は周産期医療分野において、県立奈良病院に周産期センターをオープンし、周産期における母体搬送をスムーズに行えるように、医療情報システムが平成八年の四月に設置をされております。これは、県内の産婦人科病院や医院では対応のできないケースが発生したとき、県内で新生児集中治療のできる医大や県立奈良病院、国立奈良病院、天理よろず 병원に搬送し、それでも対応できないときは、近畿二府四県の近畿ネットワーク事業で搬送先を探す仕組みです。

先日、奈良医大の周産期集中治療室を見てまいりました。片方の手のひらに乗るぐらいの小さな命が懸命に生きようとしていました。ここで助かったとうい命です。医大のNICUは十五床で、常に満床状態です。平均在院日数が約三ヵ月、長くなれば一年以上になることもあります。医大の産科病棟では、緊急やむなく、新生児室がNICUの後方ベッドの役割を担わざるを得ない状況にあります。

ことし一月の奈良県の産婦人科医師会誌によると、周産期システムのもとで、平成九年、十年の二年の間に母体搬送依頼が三百六十九例、うち県内施設の収容が二百十例、五六・九%、新生児搬送が百七十七例中県内施設の収容が百三十四例の七五・七%であったと報告されています。また、近畿ネットワークシステムで他府県に搬送されるケースの八割が奈良県の患者さんで占められています。結局、奈良県では母体や新生児搬送の三分の二しか対応できていません。昨年奈良県で生まれた赤ちやんの七・七%、千六十一人が二千五百グラム以下の未熟児でした。子どもの数が減る中で、ハイリスクの出産が増加しています。女性の高年齢出産に加え、男女雇用機会均等法のもとで女子の深夜労働の規制が外され、母性保護が脅かされています。雇用不安などの精神的、経済的ストレスが拍車をかけています。県の周産期死亡は平成五年まで減り続け、三・六%にまで下がっていましたが、その後は増加し、平成十年には七・二%になっています。これでは安心して奈良県で子どもを産むこともできません。当面、周産期医療について関係者の意見を聞く協議会を設置し、県内の分娩に見合った規模を持つ総合周産期母子医療センターの整備が必要と思いますが、どうでしょうか。

次に、知事の時代認識及び住民参加と公開の徹底について、知事並びに総務部長に質問をさせていただきます。

今世紀最後の年を迎えました。二十一世紀をどう迎えるか、県政の役割は重大です。知事は、議案説明の中で時代の潮流という言葉が使われておりますが、この認識は県政に臨む基本姿勢にかかわる問題です。知事は時代の潮流をどう認識しておられるのか、質問いたします。

二十世紀は、人類が、苦闘と幾多の犠牲を払いながらも偉大な進歩を勝ち取った世紀でした。諸民族の独立と自由の時代、自主独立が世界の流れです。日本では、大企業優先、アメリカ言いなりの自民党政治が完全に行き詰まり、二十世紀型の大型開発至上主義は破綻しています。それは、吉野川の可動堰反対で圧勝した住民投票や、国際的批判を浴びている愛知万博計画、三重県での原発中止などを見ても明らかです。憲法に基づく、国民が主人公、住民が主人公の政治の流れが大きくなりつつあります。奈良県においても、産業廃棄物の不法投棄や、ごみやダイオキシンなど、環境を守る住民運動をはじめ住環境を守る運動、史跡や歴史的な文化遺産を守る運動、暮らしや福祉、教育の充実を求め、不正や暴力を許さない運動など、住民が主人公の地方政治を求める流れが強まっています。

九八年の地域政策情報に全国の県民意識調査がありました。奈良県が都道府県別順位で第一位になった項目が二つあります。その一つは、開発によって生活が豊かになるより自然や歴史的遺産を大切にしたいという項目、もう一つは、行政への要望として県民の意見を取り入る公聴活動が挙げられています。こうした時代の潮流にこたえて県政を大胆に転換することこそ、今知事に求められている基本姿勢ではないでしょうか。知事は、時代の潮流と言いながら、その中身は、開発優先の奈良県新総合計画の推進であり、地方分権一括法に基づく市町村合併の促進です。また、県民参加型の県政といっても、インターネット上のことであり、新総合計画実施計画など、主要施策への県民アンケートや提案や募集などです。その一方で、介護保険事業支援計画策定委員会については、委員の公募もされず、傍聴も認めない。公聴会も計画されない。これでは県民参加とはほど遠いではありませんか。住民参加に情報公開は欠かせません。情報公開条例の見直しでは、知る権利の明文化、情報公開対象機関を議会や公安委員会、警察、土地開発公社、各種審議会にも拡大し、意思形成過程の情報を公開するなど抜本的な改正を行うべきですが、いかがでしょうか。

ちなみに、全国の土地開発公社では、知事と理事長が兼務をしているのが五県、そのうち情報公開のないのが二県で、その一つが奈良県です。本当に県民参加というのであれば、公共事業をはじめ県政の主要施策に、構想の段階から住民の意見を聞いて決めていく手段を取り入れることが重要です。滋賀県では今年度から、県民の権利、義務にかかわる条例や長期計画などの原案を議会に諮る前に県民に公表して意見を求めるパブリックコメント制度が導入されることになりました。奈良県でも、県民が主人公にふさわしい開かれた奈良県にするために、県民参加をどのように推進しようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

次に、財政問題について、知事に質問いたします。

日本共産党は、公共事業ばらまき型から、社会保障と国民の暮らし中心の予算の抜本的な組替えを求めています。国と地方を合わせた借金が、二〇〇〇年度末には六百四十五兆円という空前の額になります。この異常な事態はGDP比で一二九・三%、これは国民のすべてを犠牲にして行った第二次世界大戦終了直前の一九四三年と同じ水準です。このままでは近い将来深刻な財政破綻を来し、大增税か悪性インフレでしか解決できないという、国民にとっては重大な事態になることは明かです。将来不安の増大は消費者心理にも影響を与えています。悪化した財政を再建することは、不況から抜け出す上でも後回しにはできない重要な問題です。奈良県においては、今年度一般会計五千八百億七千万円、そこから七百五十五億円の借金を返し、それを補うためにまた七百八十九億円の県債を補てんしており、単年度だけでも三十四億円の借金がふえ、サラ金財政です。二〇〇〇年末には県債残高見込み額が八千三百六十一億円になります。これは一般会計予算規模の一・四倍、県民一人当たり五十七万六千円にもなり、予算に占める公債費の割合では近畿圏でトップです。知事は、国や他府県も同様であり、今は財政を見直す時期ではないと答弁されておりましたが、しかし、これでは財政破綻の道です。今こそ何らかの財政健全化の方針を持つべきであると思いますが、いかがでしょうか。

今、県民の暮らしは貧富の差が年々拡大し、国の資料を見ても、国民所得を十段階に分けて、所得の一番低い第一、第二段階と一番高い九、十段階の格差は、八七年度の十六倍から九六年の三十三倍へと二倍以上の広がりを見せています。所得の低い人ほど重くのしかかる消費税は、毎日の食料にもかかってきます。不況絡みの失業者は、奈良県で昨年十月、五・八%、有効求人倍率は〇・四倍と、いずれも全国平均と比べて厳しい状況です。高田のハローワークでは職を求めて人があふれ、階段に座り込んで求人票を探しておりました。生きる希望を失い、死を選んだ自殺者は、平成十年で奈良県で三百三十一人、過去最高で、交通事故死百二十九人の二・五倍にもなっています。中小業者は大多数が赤字経営で、私の地元の広陵町の靴下産業も、輸入に押された廃業が続いています。商店街や小売店は、消費不況と大型店の進出で大変です。規制緩和で、酒屋さん、薬局などは死活問題です。国民生活調査では、雇用不安や収入減により、暮らし向きに対する悲観的な見方が、二十代の若い世代や女性の間で高まっています。

今年度予算は、残念ながらこうした県民の生活に展望を持たせるものにはなっておりません。深刻な不況のもとで百三十一項目もの使用料、手数料の引上げ、行革の名による職員百五十四名の削減、難病患者さんの見舞金制度の削減など、赤字のしわ寄せを県民に押しつけ、一方では、新総合計画に基づく関西学研都市建設や京奈和自動車道路など高速道路の建設、リニア新幹線など大型開発優先の予算になっています。大型公共事業にお金を使っても景気・雇用対策にはなりません。建設省の統計を見ましても、九〇年から九八年の間に大型公共事業は一四%もふえていますが、その就労者は三分の二に減少しています。奈良県が新世紀を展望しても、県民がみずからの生活の中から将来が展望できなければ話になりません。財政再建は、単に収支のつじつまを合わせるのではなく、県民の暮らしや

福祉を守り、経済のつり合いのとれた発展に寄与することに本来の目的があります。公共料金の値上げをやめ、財政見通しのない大型開発をやめて、生活密着型の公共事業への切りかえ、住宅、学校、歩道整備やバリアフリー、福祉施設の建設など、地元の業者の仕事をふやして雇用を確保するなど、県民生活に基軸を置いた予算に組み替えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、首都機能移転について、知事に質問します。

今年度予算に、三重・畿央地域首都機能移転調査事業費一千万円が新規事業になっておりますが、この計画ほど無目的で愚かな無謀な計画はありません。知事は県民の代表として、国に対して計画の中止を強く求めるべきだと思います。その理由としては、まず第一に、首都移転というのは、民主主義の国であれば国民の総意で決める大問題ですが、国会でも質疑討論がなく、国民無視で決められています。第二には、候補地決定も選挙絡みというお粗末さです。読売新聞では、三重・畿央地域は、総合評価で十地域中九位と低迷したばかりか、移転先の条件である東京から直接距離三百キロ圏内には三重県などの一部がかかるだけで、これまでの審議会でほとんど議論の対象にもならなかった地域。「選挙闘えぬ」、政界から圧力、「三重・畿央」、土壇場で浮上と報道しています。三点目は、年末に答申が出ましたが、それ以後の段取りがどうなるか、あいまいでいいかげんな現状です。国会の移転に関する法第二十二条では、国民の合意があるか、社会経済情勢が移転を許すものかどうか、東京都と比べて適当かなどについて、次の作業として検討をすることが規定されておりますが、これをだれがやるのかについては何も規定がありません。ましてや、候補地を絞るのも、だれがやるのか決まっています。四点目は、移転計画にお構いなく首相官邸や中央省庁ビルの新築を進める無責任さです。この国会等移転審議会の迷走ぶりは、首都機能移転計画が何のために行われるかという大義のない計画であることを天下に示すことになりました。

国民に莫大な犠牲と負担を負わせるだけのこの計画を、世紀の愚挙、これは愚かな振る舞いということですが、そういうふうに批判する声が増しに高まっています。二月の県政だよりでは、三重・畿央地域が首都機能移転先候補地の可能性のある候補地として、月ヶ瀬、山添村が国土利用計画法監視区域に指定されたとのお知らせが掲載されております。あいまいな中で地元規制が加えられるなど、奈良県の今後にも影響が出てくると思います。この際、奈良県と我が国のためにも中止を求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、飛鳥工房遺跡、酒船石遺跡の一体とした保存と万葉ミュージアムについて、教育長並びに企画部長に質問します。

県が建設を進めております万葉ミュージアムへの進入路である明日香村の村道造成工事の事前調査で、飛鳥時代のカメ型石像物が見つかり、注目されています。この場所は、国史跡酒船石のある丘陵の北側のふもとに当たり、さらに遺跡の北側方向には万葉ミュージアムの建設地、飛鳥工房遺跡があります。現在発見された遺跡は南北に広がることが確

実とされており、酒船石遺跡と飛鳥工房遺跡がつながる可能性も指摘されています。今後これらの遺跡の調査や保存・活用をどうするのか、関心が高まっています。

三月三日に、日本共産党の国、県、村議会議員らが明日香村を訪ねて、遺跡保存問題など、村長や教育長と懇談をしてまいりました。村としては、国、県に協力をしてもらい、万葉ミュージアム駐車場予定地も含め調査を続けて、遺跡の全体を解明し、保存・整備を検討したいと表明されています。さらに明日香村は、近く、これまでの酒船石遺跡調査委員会を拡大して調査・整備委員会を発足させ、これまで点であった遺跡を面として、山全体を構造物としてとらえ、整備していく考え方をまとめていきたいとしています。あれだけのものが発見されたのだから、全体像を明らかにして、できるだけ国民に見せたい、全体として固めて復原するなどできないものか、いろいろ考え悩んでいるということでした。六日の代表質問での知事の答弁では、酒船石遺跡範囲確認調査を行うということを明らかにしておられますが、それだけにとどまらずに、村では酒船石遺跡の全容を解明する学術調査を希望しています。学術調査を実施する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡の二つの遺跡のつながりの可能性についてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

万葉ミュージアム駐車場は酒船石遺跡に隣接しており、遺跡は南北に広がることが確実とされておりますので、駐車場の予定地は変更しなければならないのは明らかです。その点はいかがでしょう。

最後に、暴力団問題について、知事に質問いたします。

米田総務警察委員長の暴力団との付き合いや、一部新聞で報道されております政治的癒着問題に対して、厳しい批判の声が県民から寄せられています。私たち日本共産党県議団は、総務警察委員長にふさわしくないと、辞職を求めてきたところです。暴力団排除が強く叫ばれている昨今、暴力団との関係については毅然とした態度で臨む必要があります。暴力団組長と個人的につき合いがあったと認めておられる総務警察委員長が、暴力団追放県民センターの理事になっておりますが、知事は暴力団追放県民センターの会長として、政治家と暴力団との関係についてはどのように考えておられますか、お答えください。

以上で第一問を終わります。答弁によりましては自席から再質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松原一夫君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する第一の質問は、介護保険制度についての現状の国の対応でいいかという趣旨のご質問でございます。

介護保険法の制定の趣旨は、もう既にご承知のように、社会の最も基本である家族が長期の介護のために疲れ果て、崩壊してしまわないように、介護の負担を国民みんなで支え合う制度として制定されたものと私は認識している次第でございます。ただ、これからできる新しい制度でございますので、あらゆる点で百点満点にでき上がっているというわけ

にはいってないと思います。また同時に、県民の皆様方が制度になれるまでには多くの戸惑いもあると思うわけでございます。こうした中で国におきましては、昨年十一月に、介護保険法の円滑な実施のための特別対策として、高齢者保険料の徴収延期や、その後の半額の軽減措置、低所得者の利用負担の軽減、家族介護支援対策、介護予防生活支援対策等の対策が講じられたところでございます。また、県といたしまし

も、この介護保険の導入に当たって県民の不安を取り除くために、寝たきり老人紙おむつ等の支給事業など県単独事業を引き続き実施するなど、きめ細かく対応しているところでございます。こうした点を県民や市町村の皆様方にご理解をいただき、そうした努力をすることが肝要であると考えている次第でございます。

なお、介護保険法では、サービスの内容及び水準、また保険料負担のあり方等について、法律施行後五年を目途として、必要な見直しなどの措置を講じるという規定もされているところでございます。県といたしましても、県内の実施状況を見ながら、必要の都度、国に対して所要の要望をしてまいりたいと考えております。

また、介護保険制度は、先ほども申し上げたとおり新しい制度でございます。さまざまな意見や提言があることは当然のことと考えておりますし、導入後におきましても、それらの声には耳を傾けながら、保険者である市町村と県が一緒になり、諸般の課題に対処してまいりたいと、さように考えている次第でございます。

私に対する二点目は、私の時代認識といえますか、時代の潮流という言葉を使ったことについてどういう認識かと、こういうお尋ねでございます。

去る二月二十八日の提出議案の説明におきまして、新年度予算編成の基本方針を述べ、その基本方針の第一に時代の新しい芽の発掘と育成を掲げたところでございます。これは、ことし、ミレニアムの節目、あるいは新しい世紀にかわるこの時期に、今後とも時代の動向が大きいうねりが予想される中で、県政もこれに敏感に反応して時代のうねりを乗り越えていく必要があると、こういう着眼点を明確にしたものでございます。かつ、その着眼点として、時の課題でありますとか地域の課題等とともに、一つのグループとして時代の潮流への対応と、こういうものを掲げさせていただいた点でございます。これについてのお尋ねでございます。

改めて申し上げるまでもなく、二十一世紀を目前に控えた今日、少子・高齢化、あるいは経済・雇用構造の変化、環境問題の地球規模への拡大、高度情報化の急速な進展など、さまざまな様相がございます。また、地方分権時代にふさわしい行財政システムの構築とか住民ニーズの多様化など、行政、社会、経済全般において変革点に立っているものと私は認識している次第でございます。県政運営に携わる者としては、これらの時代の潮流をできるだけ的確、適切にとらえ、かつ先覚的に的を射た施策を展開するよう努めなければならないと考えている次第でございます。また、これらの時代の潮流に対応するグループの施策といたしましては、その際説明申し上げましたが、新総合計画後期実施計画の策定、地方分権の推進、県民参加型の県政展開などを挙げたわけでございます。もとより時代の

潮流がこれだけに限定されるとは考えておりません。が、今後の各般の施策の展開に当たりましては、これらの趣旨とするところを発想の低流に明確にとらえ、あるいは各種施策の実行、評価、見直しなどの発展プロセスを積み重ねていくべきものと考えている次第でございます。平成十三年度から始まります奈良県新総合計画後期実施計画の策定の中でも、こうした観点に立って十分論議し、政策に生かしてまいりたいと考えております。

次は、財政問題でございます。

財政問題について、ご質問にございましたように、現下の県財政は、景気の低迷により大幅な財源不足が生じるとともに、数次の経済対策による社会資本整備とか、あるいは恒久的な減税の実施等によりまして、これは各府県とも同様でございますが、県債残高の増嵩など、厳しい状況にあることはご指摘のとおりでございます。また今後も、新総合計画に基づく社会資本の着実な整備とか、少子・高齢社会を見据えた福祉、医療、教育など県民生活に密着したさまざまな政策課題への積極的な取り組みが必要である、こういう観点からいたしますと、中長期的な観点からも県財政の健全化を図ることが喫緊の課題であると認識していることは、先日もお答えしたとおりでございます。

平成十二年度当初予算の編成に当たりましては、行財政改革を推進しつつ、同時に、景気回復が最優先の政策課題であると認識し、引き続き景気・雇用対策に重点的に取り組むこととし、あるいは公共事業等による社会資本整備をはじめ、中小企業対策、中小企業金融対策の充実、あるいは奈良県総合雇用開発プランの着実な実施などを図ることにしてきたところでございます。財政健全化につきましても意を用い、すべての事務事業について制度の根本にまでさかのぼった見直し、あるいは定員削減化計画に基づく削減目標の着実な実施、使用料、手数料等の適正な水準確保のための定期的な改正など、行財政改革に着実に取り組むことといたしているところでございます。さらに、今後の公債費負担の軽減を図るため、県債発行の抑制を図りまして、地方債発行額を対前年度当初予算比で九%、約七十八億円の減としたわけございまして、この結果、地方債依存度も一二・七%と一・一ポイントの低下を見たところであることは、ご承知のとおりでございます。

なお、公共事業等につきましては、将来にわたり県民生活にとって不可欠な道路、河川、公園、上下水道、住宅等の生活基盤や、少子・高齢社会を見据えた医療、福祉、教育等の施設の充実に精いっぱい取り組みを行ってきたところでございまして、また、その効率的な執行のためコスト縮減に努めるとともに、公共事業の再評価等を行うなどの措置もあわせて講じているところでございます。また、これらの社会資本整備のための県債発行に当たりましては、財源措置のある有利な地方債を極力活用するように努めているところであり、この結果、先日もお答えいたしました、各県との相対的には本県の財政状況は全国中位にあると認識している次第でございます。今後とも、健全財政のためにはさらに努力を重ねていく必要がございますし、努めてまいりたいと考えている次第でございます。

次は、首都機能移転についてのお尋ねでございます。

昨年十二月に国会等移転審議会が、三重・畿央地域を含む三地域を移転先候補地として答申されたわけでございます。今後は移転先の決定という問題にかかわるわけでございますが、国会等の移転に関する法律において、移転を決定する場合には移転先を別に法律で定めると、こう規定されているところを踏まえ、国会等での審議が行われることになると理解している次第でございます。この首都機能移転が実現されれば、東京への一極集中の是正とともに、中央集権から地方分権への転換をはじめとした社会経済システムの改革が効果的に促進されると私は考えている次第でございます。そういう国土政策上もプラスの効果が期待できる面に着目いたしまして、移転に関する国民の合意形成に向け、国会のみならず幅広い国民的論議を期待し、県といたしましても、三重・畿央地区関係の四府県が連携いたしまして調査あるいは広報啓発活動などに向けた取り組みを行っていききたいと、さように考えている次第でございます。

もう一点は、暴力団問題についてでございます。

暴力団追放県民センターは平成四年二月に発足しておりますが、その設立の趣旨は、暴力団員による不当な行為を予防するための広報活動等を推進する等、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図ることを目的として、現在その種の活動を行っておられると理解している次第でございます。当センターでは、暴力団追放の観点から、特に、いわゆる三ない運動――暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない、これを三ない運動と言っておられますが、これを唱道して活動を進めておられるわけでございまして、政治家を含め県民一人ひとりが暴力団に対してこの運動に則した意識と行動を推進し、地域、職域から暴力団を追放していくことが大切であると考えている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 森本福祉部長。

◎福祉部長（森本紘司君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私への質問は、国民健康保険では介護保険料があわせて徴収されることから、これまで以上の負担になるということで、国から国民健康保険基金の取り崩しについて対応するよう通知があったが、県はどのように指導していくのかというご質問でございます。

国民健康保険の財政調整基金を取り崩す場合は、基金の設置目的であります、高額な医療費の発生など、偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するほか、ご質問でもありましたが、本年二月十八日に厚生省の国民健康保険課長から、平成十二年度国民健康保険の保険者の予算編成について、この通知の中で市町村の条例を根拠として基金を取り崩す際の実態が示されたところでございます。その内容でございますが、過去三年間における保険給付費の平均年額の二五％以上の保有があること、それと、直近三年間において単年度収支が黒字であって、安定した財政運営がなされていること、この条件を満たす保険者が、その判断によりまして、一つ、被保険者の健康の保持増進を図る保険事業に充てるた

め、二つ目として大幅な保険料の引上げ緩和のため、三つ目は、賦課割合の平準化及び限度額の引上げを実施する際の激変緩和を図るというふうになってございます。

県といたしましては、将来の明確な財政の見通しがないまま安易な保険料の引下げなどの経費に充てるということで基金の取り崩しを行うことは国保財政運営上適切ではなく、こうしたことを十分に考慮に入れて行われるべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 森田健康局長。

◎健康局長（森田倫史君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

私へは、総合周産期母子医療センターについてのご質問でございます。

周産期医療施設の整備につきましては、県立医科大学附属病院におきまして、新生児集中治療室、NICUでございますが、これを十五床、県立奈良病院でも、周産期医療センターとしてNICU十床、及び母体・胎児集中治療室、PICUと申しますが、これを一床設置し、運営しているところでございます。また、国立奈良病院と天理よろず相談所病院とも連携を図るため、奈良県周産期医療情報システムを開発し、平成八年四月から運用しているところでございます。

ご指摘の搬送件数についてでございますが、平成九年度と平成十年度のデータのようにございますが、昨年の十月一日に近畿大学医学部奈良病院が開院いたしまして、ここでNICU六床が新たに運用され、県の周産期医療情報システムにも加わったところでございます。この結果、県外搬送は現状ではかなり改善されていると考えております。なお、同病院はNICUを十床まで充実されると聞いております。また、医大附属病院においても今後さらに充実を図ってまいりたいと考えております。協議会に関しましては、周産期医療情報システムの運用に当たりまして、関係機関に集まってもらい、周産期医療について協議する場を既に設けておるところでございます。また、総合周産期母子医療センターにつきましては、本県での機能について研究が必要でございますが、近大奈良病院の整備充実によって状況が変化してまいりますので、当面これを見きわめ、まず県内全体としての診療機能を把握することが重要であると考えておるところでございます。

以上であります。

○副議長（松原一夫君） 関総務部長。

◎総務部長（関博之君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目、情報公開条例についてでございますが、去る一月二十日に情報公開条例について、奈良県情報公開条例第十四条の規定に基づき、情報公開審査会に情報公開制度の充実について諮問を行っております。今後、審査会の場で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法なども踏まえまして、さまざまな角度から議論がなされていくものと思っております。審査会で忌憚なく十分にご議論していただくためにも、現段階で私の考えを具体的に申し上げることは差し控えたいと存じますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、県民参加をどのような手法で推進するのかというご質問ですが、地方分権一括法の施行などにより分権社会が進む中、さまざまな課題を積極的に県民の方々に問いかけ、ともに考え、それをともに施策に反映させていくという県民参加型県政運営が今まで以上に重要と考えております。この点は従来から、例えば、川づくり懇談会などで地元の皆様にも企画段階から参加し、意見などをいただいていた。あるいは、奈良県新総合計画の後期実施計画の策定にかかわり、アンケート調査と意見提案を募集してきたというものがございまして、今後は、さらに県民参加を推進する考え方のもと、新年度において、例えば健康奈良21計画や平城遷都一三〇〇年記念事業など、事業の計画や構想づくりに多くの県民の方々の自発的な意見や提言などをいただき、策定に反映してまいりたいと考えております。さらに新年度におきましては、県民参加推進検討事業として、お話のありましたパブリックコメント制度なども含め、幅広く各般の行政分野にわたって県民参加の実践パターンを総合的に検討することとしております。このようにさまざまな角度から県民参加型行政の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えいたします。

酒船石遺跡の学術調査の実施と、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡とのつながりの可能性についてのお尋ねでございます。酒船石遺跡の調査につきましては、さきの自民党の新谷議員の代表質問に知事がお答えしたとおりでございますが、引き続き酒船石遺跡の範囲確認調査を計画的に進めまして、その後の調査につきまして、明日香村及び文化庁と協議をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、飛鳥工房遺跡と酒船石遺跡とのつながりにつきましては、飛鳥工房遺跡は飛鳥時代の工房遺跡であり、酒船石遺跡は朝廷の祭祀にかかわる遺構と考えております。また、万葉ミュージアム敷地内の建物部分及び周辺部で実施いたしました自然地形に至る深さまでのトレンチ調査でも、酒船石遺跡に関する遺構は確認されていないと報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 小滝企画部長。

◎企画部長（小滝晃君） （登壇） 八番今井議員のご質問にお答えさせていただきます。

私に対しましては、万葉ミュージアムの駐車場予定地についてお尋ねでありました。

万葉ミュージアムの駐車場予定地につきましては、さきの自民党・新谷議員の代表質問に知事が答えたとおりでございますが、今回発見された酒船石遺跡の関連遺構の北側に位置する万葉ミュージアムの駐車場予定地におきましても、引き続き国庫補助事業として範囲確認調査を行う方針であると県教育委員会から聞き及んでおりまして、その調査結果を待って、駐車場整備計画に変更の必要がありましたら、関係者と協議の上、柔軟に対応していく考えでございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 八番今井光子君。

◆八番（今井光子君） ご回答ありがとうございます。いろいろ聞かせていただきたいのがありますけれども、時間がございませんので、要点を絞って聞かせていただきたいと思います。

とりわけ、四月から実施されます介護保険についてでございますけれども、県として国に対して所要の要望をしていくというふうにお答えされておりますけれども、五年ごとの見直しに当たって所要の要望をしていくというふう知事が討われたかなというふうに思います。今の時点で、四月からもう実施が目の前に迫っているときに、市町村や、本当に現場がどうなるんだという、そういう不安が物すごく強いわけですが、この時点で県としては国に対して何を言っていくのか、また県として市町村をどう応援していくのか、そのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それからもう一点、財政の問題ですが、やはり財政の健全化のための計画というものを私は今つくらなきゃいけないのではないかとこのように思っているわけですが、知事は、全国で中位程度の状況にあると、厳しいというのは認識しているけれども、中位程度の認識にあるというふうにお考えですが、財政健全化のための計画なり、そういうものをつくらなきゃいけないという、そのときの判断というのはどういう時点を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○副議長（松原一夫君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） 再質問にお答えいたします。

まず、介護保険についての国に対する要望、これは、実施後もその都度、必要な都度申し上げていきたいと思います。ただ、ご質問は、この時点でという、実施の直前の時点だと、こういう話でございますが、私は、今大切なことは混乱させないで介護保険を導入することにあると思います。むしろ市町村と一緒に、可能な限りいろんな課題に対応しながら、円滑に介護保険を現在の状態で実施することが必要だと考えております。

それから、第二点目の財政問題でございますが、決して、中位だと言ったから安心してはいるわけではございません。しかし、やはり財政の健全化問題に取り組みますには、これは実は、国も各府県も市町村も、一定の共通の条件がございます。そういういろんな条件の計画が立てられる時期というのが、やはり一つの判断だろうと思います。それまでは可能な限り健全化の方向に向かって、先ほど申し上げたようないろんな諸般の努力を重ねていく、こういうことになろうかと思います。

○副議長（松原一夫君） 八番今井光子君。

◆八番（今井光子君） 介護保険の問題ですが、市町村とよく協議をしてというふうに言われておりますが、市町村が今県に望んでおりますのは、県として何らかの手助けをしてもらえないかと。言ってみれば財源の部分のところが要望が非常に強いわけです。それで、介護保険法の第二百二十八条でも、そこには県として市町村の介護保険に要する費

用の一部を補助することができるという規定がありますので、そのあたりもぜひ検討していただきまして、県として本当に、市町村から要望があったときにはこたえるという立場で当たっていただきたいというふうに思いますが、その点もう一度ご意見をいただきたいというふうに思います。

それから、財政の問題ですけれども、財政問題につきましては国や県の動向を見てというふうに言われておりますけれども、他府県や国の動向ではなくて、知事が就任しましてからこの間に、九一年から二〇〇〇までに県債が四千九百二十五億円もふえているという現状がございます。その一方では県税収入が、当時九一年に一千二百八十一億だったのが、今では一千百三十三億というようなことになっておりまして、収入が減っているのに県債がふえているというような状況がありますので、この点は本当に時期というのを、ぜひ今しなくてはいけないのではないかというふうに思いますが、その点お願いします。

○副議長（松原一夫君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） まず、介護保険につきましては、市町村のどういうご意見を反映しておっしゃっているのかわかりませんが、我々としては、県と市町村と一緒になりまして介護保険制度推進協議会というのを持っておりまして、その場でいろんな意見交換をしてきているわけでございます。大切なことは、今それらの意見を踏まえて今回の予算案もお願いしているわけでございまして、この予算案の実施をもって着実な導入を図っていききたいと、さように考えております。

それからもう一つ、財政の状況について、おっしゃるような数字はそのとおりでございますが、やはり財政の健全化ということは、健全化という言葉を申し上げただけでは健全化されません。具体的な対策をとり得る案がなければならぬし、そういう状況が出てこなきやいけません。むしろ、もし今直ちにとおっしゃるなら、貴重な提案もいただきたいと思いますのでございまして、その重要性につきましては私は十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 次に、七番粒谷友示君に発言を許します。――七番粒谷友示君。（拍手）

◆七番（粒谷友示君） （登壇） 議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

さて、最初に、去る二月二十八日に知事から提出されました平成十二年度当初予算案について、大まかではありますが、会派としての感想なり評価を申し上げたいと思います。

現下の経済情勢は、経済企画庁の二月の月例経済報謝によりますと、「民間需要の回復力が弱く、厳しい状況をなお脱していないものの、景気は緩やかな改善が続いている」とのことではありますが、実感としては、回復基調と言うにはいまひとつの感があります。このような状況下で編成された県の予算案ではありますが、引き続き社会資本整備、雇用対策、中小企業対策などにきめ細かく精いっぱい景気対策を盛り込まれていること、介護保険

のスタートに当たり、かなりの配慮がなされていること、県民参加型の県政のあり方をより明確に打ち出されたこと、家庭教育の充実、教育改革の推進に目を開かれたこと、地方分権、行財政改革の推進にも引き続き積極的に取り組む姿勢が見られることなど、全体として知事の取り組む姿勢は十分に評価できるものと考えております。以下、この前提に立ってではありますが、私として現在特に注目している事項について質問をさせていただきます。

まず、県職員の皆さんの意識の改革と人材養成についてであります。

私は、昨年二月県議会の一般質問でも、知事の行財政改革への取り組みを評価し、積極的に進めていただくよう要望しておいたところでありますが、今回はその続編のような形で質問をしたいと思います。

私は常々、県行政の仕事ぶりを見ていますと、個々の職員の皆さんは、なるほど大変熱心に仕事に取り組んでおられますが、残念なことに、その仕事の効果について十分な事前検討を加え、また事後評価をされているのか、多少なりとも疑問を感じる場合があります。身近な例の一つ二つ挙げてみますと、我々県会議員には、県の各部局から冊子や情報誌、パンフレットなどさまざまなものが数多く配布されてまいります。また、県民ホールにはたくさんのパンフレットが取りそろえてあります。これら以外にも相当量の県内外に向けての資料などが作成されているものと推察されます。恐らく、これらを作成するには膨大な手間がかかり、担当職員の皆さんの努力や気配りも並大抵のものではないと思われますし、また職員の人件費も考えますと、大きなコストがかかっていることになります。ところで、これらの冊子がどのように、またどれくらい県民の皆さんに活用されているのか、あるいは毎年毎年単に更新していくのか、廃止すべきなのか、充実させていくべきなのかという検討が十分加えられているかということでもあります。昨年もつくったからことしもつくるというような安易な発想ではなく、極論すれば、この冊子がなければ困る人がいるのだろうかというゼロからの発想も必要ではないでしょうか。その上で本当に必要なものは大いに充実させていけばよいと思います。

また、別の例を挙げますと、本県でもご多分に漏れず、多くのシンポジウム、イベント、セミナー、講演会、講座などを開催しておられますが、果たして県民のニーズにうまく合っているのか、より厳しい取捨選択があってもよいのではないかと考えております。私も経験がありますが、一つの催しを完遂するためのエネルギーやコストは大変なものがありますが、ひとつ間違えれば、開催主体側、すなわち県職員の皆さんの自己満足に終わってしまう危険性もございます。例として適当であったかどうかはわかりませんが、また、もちろん県行政にあっても、ある程度のゆとりと余裕を持つことも必要でありますし、利益を最優先に考える民間企業と全く同じ思考をする必要性はございません。しかしながら、地方分権の時代に入り、地方の自主性が求められる反面、県財政が非常に厳しくなっている今日こそ、このような視点からの数多くの見直しが必要ではないかと強く意識するものであります。つまり、仕事のための仕事や、職員のための仕事ではなく、多くの県

民のために真に必要な仕事、あるいは一定の行政水準を維持するのに必要不可欠な仕事であるかという原点に立ち返るべき時期に来ているということでもあります。このようなことは公共事業などのハード事業の面でも同様かもしれません。

前置きが長くなりましたが、このあたりのことを具体化していくには、予算の編成に当たってはゼロベースから構築していくという地道な作業が必要であります。また、新しい手法として、新年度予算でも事業評価システムやPFIの研究などを盛り込んでおられますが、私としては、その前提として県職員の皆さんの意識の改革、つまり、一般の県民の目線に立って行政の内容を見直すこと、より明確なコスト意識を持つこと、また、自己満足に陥らずクールな目で効果を見ることなど、これらについての意識づけ、大変失礼な言い方かもしれませんが、ある意味での再教育が必要ではないかと感じるわけであります。

そこで、知事にお伺いいたします。一連の行財政改革を推進し、県行政をいかに効果的に進めるかは、県職員の意識を変え、地方分権の時代に即応した人材を養成することにかかっていると考えますが、この点について知事の考えをお聞かせください。

二つ目は、関西文化学術研究都市高山地区第二工区の整備について、企画部長にお伺いいたします。

本県学研都市高山第二工区の開発は、セカンド・ステージ・プランの答申及び国の基本方針を踏まえた県の建設計画に基づくものであり、地元でも大きな期待を持っているところであります。例えば、昨年策定された生駒市都市計画マスタープランを見ましても、生駒の新しい顔の創出と位置づけ、さまざまな年齢層の人々が住み、働き、楽しみ、学び、さらに文化や情報を発信できるという多機能型都市を目指すこととされています。既に第一工区に設置されました奈良先端科学技術大学院大学も、情報学科など三つの研究科がそろい、教育研究の拠点としての整備がなされております。そして、第二工区には同大学の先端的な科学技術分野を中心とする研究施設等を誘致し、文化学術研究ゾーンとして整備することにより、第一工区と一体性を持ったサイエスタウンが形成されるとのことであります。

ところで、関西学研都市の建設は、筑波のような国主導によるものではなく、産業・経済界、学界、行政、開発事業者のそれぞれの役割分担のもとに進められているのが大きな特徴の一つでもあります。高山第二工区におきましても、県、生駒市及び都市基盤整備公団がそれぞれの役割を分担し、互いに連携しながら事業を展開されておりますが、県は建設計画を策定する立場にあることから、コンダクターとして、より一層強いリーダーシップが求められます。その際、高山地区のまちづくりのグランドデザインや、当地区に予定されている高山地区総合公園をはじめ諸施設の整備に当たっては、学研都市内の住民や研究者だけを視野に入れるのではなく、県として学研都市全体を視野に入れた広域的な視点に立って検討を加えていくことが必要ではないかと考えます。そして、二十一世紀のモデル都市として新しい考え方を積極的に取り入れ、時代を先取りしたまちづくりを県が強い信念を持って牽引することが大切であり、私は、そのような取り組みがあつてこそ、この

プロジェクトが「世界に光る奈良県づくり」の一つとして県民が誇り得る存在になるのではないかと考えます。

そこで、企画部長にお尋ねいたします。パイロットモデル都市を目指す学研都市において、高山第二工区にはセカンド・ステージの都市づくりを先導する役割が期待されていますが、同地区に対する県の基本的認識及び役割並びにまちづくりの目標についてお聞かせください。

次に、竜田川幹線の整備促進でありますけれども、この問題につきましては、一昨日、上田悟議員も知事に質問をされました。しかしながら、生駒市民にとって最も関心のあることですので、あえて要望させていただきます。

私の地元である生駒市は、大阪の中心部まで二十数分という非常に利便性も手伝って、ベッドタウン化して発展してまいりましたが、人口急増に伴い増加する生活排水により、竜田川、富雄川等の河川の水質汚濁が急速に進み、下水道の早急な整備が大きな課題となりました。このような状況のもと、生駒市においては昭和五十年から公共下水道事業に着手し、県の流域下水道幹線の整備が完了している富雄川流域では、現在公共下水道も九割方整備され、河川汚濁の原因となっている家庭雑排水やし尿浄化槽放流水等が下水道に取り込まれ、市民の生活環境も改善され、河川の水質も向上しております。しかし一方、人口の約七〇％が居住している竜田川流域については、一部地域で単独公共下水道による整備が進められておりますが、県の竜田川幹線地域については依然として未整備の状態であり、住民にとって一日も早い流域下水道の整備が望まれてまいりました。このたび、県のご努力と地元の協力によりまして、一部竜田川幹線の工事に着手されるとのことでありますが、住民の生活環境を改善するとともに竜田川の清流復活を図るためにも、竜田川幹線の整備促進を強く要望するものであります。

次に、竜田川の改修について要望いたします。

昨年八月十日深夜から十一日未明にかけての集中豪雨によりまして、竜田川沿いの生駒市谷田地内や小瀬地内では甚大な被害をこうむりました。県の速やかな復旧工事などにより、当面の住民の不安を解消していただきました。谷田地区では現在、改修に伴う近鉄橋りょうや市道橋のかけがえ工事中で、改修工事も進んでおり、災害復旧事業の採択もなされました。小瀬地区では、災害復旧と災害防止策を同時に行える災害復旧助成事業の採択を受けました。この事業により、川幅はほぼ倍になり、蛇行も修正され、今後洪水被害が軽減されるということで、地域の住民も安心できるのではないかと考えております。これまでも私は竜田川の改修の促進を県にお願いしてまいりましたが、近年の生駒市は、平野部のみならず山間部においても開発が進み、用地問題等でなかなか事業は進みませんでした。事業に困難な問題は当然つきまといますが、私といたしましては、住民が安心して暮らせるよう努力をいただいて、竜田川の改修を引き続き促進していただくよう要望しておきます。

最後に、教育長にお伺いをいたします。

学校は病んでいるという言葉、先日の新聞で目にしました。しかし、学校だけが病んでいるのでしょうか。私は、国民の価値観が多様化した現代は、社会もまた急激に変化する中で、地域社会の人間関係の希薄化、規範意識の低下等、病んでいると感じています。このような社会情勢を変革するため学校教育に期待されることが多く、明治初期、終戦直後に続く第三の教育改革が、教育改革プログラムに基づいて今進められています。二十一世紀の我が国の教育を左右する重大な転機であります。今さまざまなところで出されている学校に対する批判の多くが学校の体質改善や教師の意識変革であることを考えますと、学校はこれらの批判を国民の期待の裏返しと真摯に受けとめ、先生方が一丸となって二十一世紀をたくましく生きる力を持った子どもの育成を目指し、国民の信頼を得るべく取り組んでいくことが必要と考えています。国民の期待にこたえ、今学校を大きく変えていく絶好の機会が到来しているのです。校長先生は、今以上にリーダーシップを発揮し、先生方の意欲とやる気を引き出し、地域に開かれた特色ある学校づくりを行うとともに、学校教育を再構築していただきたいと思っております。

学校は閉鎖的であってはなりません。家庭や地域と連携し、地域とともに子どもを育てるという認識をすることが必要ではないでしょうか。私の子どもが通っていた学校では、学校通信や学年通信、学級だよりなどが発行され、学校の出来事や生徒の活躍の様子を保護者をはじめ地域社会に提供しておられました。また、PTAの会合をはじめ地域の各種の協議会において、学校の現状、先生方の取り組みの報告や学校への協力要請も行っておられました。このような取り組みがなされる中で学校に対する不信感が取り払われ、学校を理解し、協力を申し出られる保護者がふえました。このことから言えるように、これからの学校は、学校批判を避けるのではなく、積極的に批判にこたえ得る取り組みを通して、学校と家庭、地域社会が協力し合う態勢を築いていくことが求められているのではないのでしょうか。

このような状況のもと、先日、「学校運営に地域住民も参加」の見出しで学校評議員制度のことが報道されており、国の規則改正によってこの四月一日から施行されるとありました。この制度は、地域の子どもは地域で育てるという私の理念に合致したものと意を強くしております。この制度について、教育長の見解をお伺いいたします。

以上、五点にわたり質問と要望をいたしました。知事並びに企画部長、教育長の積極的なご答弁を期待いたしまして、壇上からの質問といたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（松原一夫君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 七番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

お答えの前に、諸般の私どもの取り組みを評価していただきましたことに御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、私に対する質問は、県職員の意識改革と人材養成についてでございます。

地方分権時代にふさわしい行政運営を行っていくためには、事務事業の評価システムや、あるいは効果測定など、行財政システムの再構築を図ることが必要でございます。しかし、それを効果的に進めるためには、やはりご指摘のように、県職員一人ひとりの能力の向上と意識改革が極めて重要な課題であると認識しております。いろいろ具体的にご指摘いただきました。そういう点も含めまして、実は私も、類似のことを別の表現でいろんな機会に呼びかけております。例えば、よく考えようではないか、見直そうではないかと。あるいは、ちょっと具体的な話ですが、五時で帰れるような目標を立てて、仕事のやり方を変えようとか、こういう呼びかけをしております。あるいは、自分の仕事についての企画がまとまったら、一たんそれを目の前に置いて、別の県民とか家族なり、そういう視点から眺め直してみよう、そうすると別の違った考え方が出てくる場合もあるだろうと、こういうことを時々申し上げております。ゼロからの発想というお言葉もございましたが、具体的にそういう日常的なところでいろいろそういう職員一人ひとりが意識を持ってもらう、こういうことが大切だと思っている次第でございます。ご指摘ございましたように、ともしれば、既存の制度や枠組みの中で事務を正確、公正に処理することに力点が置かれると、こういう傾向があるわけですが、もちろんそれは大切なことでございますが、立場をかえて問題意識を持ち、あるいは常にみずから考え、議論し、県民のニーズに的確にこたえられる創造的で効率的な施策を企画する、あるいはそういうものを実行している、こういう意識が必要であろうと考えている次第でございます。

こういうために職員をいわば刺激する必要があるわけございまして、本年度から始めました民間企業派遣研修の実施とか、職員研修の抜本的な見直し、これは座学をできるだけ排除いたしまして体験研修に転換を図ったというのが大筋でございます。あるいは政策形成能力の向上に関する研修の充実、これはカリキュラムの再編成等、いろいろ幅広く取り組んでいるところでございます。また、新年度では、生き生きアイデア提案事業、これは、魅力のある事業を提案して、その事業課と一体になった事業化を図っていこう、事業担当課と一緒にあってそういう事業化を図ろうとか、インターネットの対応力を強化しようとか。もうコンピューターの時代ですが、実際にはホームページをつくると思ったら、どれだけの人間ができるかということで、むしろだれでもできるように、ホームページ作成可能な職員を四百名程度養成したいと、こういうことも予定しているところでございます。ご質問にございましたように、目線の問題であるとかコスト意識など、これは予算編成時だけでなく、年間日常的な機会から出発する必要があると考えております。今後も人材養成に向けた取り組みがより効果的になるよう創意工夫を加えながら、地方分権にふさわしい人づくりに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、前後いたしました、再教育ということで、失礼ながらとおっしゃいましたが、私はそうではないと思っております。例えば医者の場合に、学会に出られる機会を大変重要視される方も結構いらっしゃいます。これはみずから自分の再教育を考えてそういうことを気にされていると、こういうことでございまして、これは一般の職員におきまし

ても同じことではなかろうかと、こう思っている次第でございます、ご趣旨を体しながら人材養成に努めていきたいと、さように考えております。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 小滝企画部長。

◎企画部長（小滝晃君） （登壇） 七番粒谷議員のご質問にお答えさせていただきます。

学研都市の高山地区第二工区の整備についてのご質問でございます。

高山第二工区の開発につきましては、学研都市全体がクラスター同士の連携の強化などを図るべき新たな段階、いわゆるセカンド・ステージと言われておりますが、学研都市全体がセカンド・ステージに移行する中で、その主眼として位置づけられているものでございます。まず、第一工区に中核施設であります奈良先端科学技術大学院大学が立地していること、それから、学研都市の中心クラスターであります精華・西木津地区に隣接していること、また、大阪方面からの京阪奈新線や国道一六三号線などによる学研都市へのアクセスの入口に当たることなどから、精華・西木津地区と連携あるいは一体化した中核的な地区を形成するという大変大きな期待が寄せられているわけでございます。関西文化学術研究都市の建設は、産・学・官の協力のもと、各主体の適切な役割分担により進められているわけでございますが、県は、学研都市建設計画や都市計画を所掌するとともに、関係省庁や関係自治体などとの連携、調整を担っておりまして、地区計画や地区レベルのインフラ整備を担っている生駒市、また、区画整理事業の主体であります都市基盤整備公団などの各主体に対するリード役、あるいはコーディネーター役を果たせるように今後とも鋭意努めていく所存でございます。

高山第二工区のまちづくりににつきましては、高山南北線、高山東西線などの道路網でございますとか京阪奈新線、また高山総合公園などの基盤整備を推進しながら、少子・高齢化、人々の価値観やライフスタイルの変化、高度情報化や地球環境問題の取り組みなど、新たな社会的要請に対応できる先導的なまちづくりを目指して、関係機関と引き続き鋭意協議・検討を進めていく所存でございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 七番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

学校評議員制度についてのお尋ねでございます。

この制度は、地域に開かれた特色ある学校づくりの一環ということで、学校運営に關しまして保護者や地域住民の方の意向を把握して反映する、また、学校運営に保護者や地域住民の方々の協力を得る、さらには、学校運営の状況等を周知するなど、学校としての説明責任を果たしていく、これらのことを目的として創設されたものでございます。具体的には、日常的な学校運営について責任を持っております校長、この校長の求めに応じまして、学校運営に関する幅広いテーマについて、学校外の保護者や地域住民が学校評議員として意見を述べるものでございます。この制度は、必置、すなわち必ず設置するというもの

のではございませんで、置くことができるとされておまして、その意味では、必要に応じて校長の学校運営を支援するものとして位置づけられるものと認識をしております。教育委員会といたしましては、学校には従来から、ＰＴＡや育友会などの学校運営を支援する組織もございます。これらとの整合性や活用のあり方について見きわめる必要もあるかと考えております。今後、現状の把握と問題の整理を行いまして対応を研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松原一夫君） 七番粒谷友示君。

◆七番（粒谷友示君） それぞれご答弁ありがとうございました。

柿本知事からは本当に明確に、また具体的にお答えをいただきました。私が思っていた以上のご答弁で、知事もこの問題には大変ご熱意があるということで、本当に感心をいたしました。私自身、もうこれ以上言うことはございません。とにかく、いろんな県職員の工夫と、そしてまた知恵をさらに生かしていただきたいと、このように思っております。

それから、企画部長、学研都市についてでございますけれども、この問題はまだまだ基本的なコンセプトの時代でございますから、私も今後いろいろご意見、ご提言を申し上げたいと思うわけでございますけれども、実は、生駒市は来年市制三十周年を迎えます。三十年前の生駒町の時代を私も思い浮かべますと、頭の中にぼんやりあるんですけれども、当時、三十年前に今日の生駒市を考えられた方というのは、まず私はないだろうと思うんです。あるいは、当時、生駒市の今日を予想された方は、多分当時は正當に評価されておらなかったんじゃないかと思っております。ですから、この学研都市というのは、二十一世紀のまさしく二十年、三十年を見据えた事業でございます。そういう意味では、今や時代は物すごくスピードアップしておりますので、この学研都市については、特に今日までの既成概念というものを取っ払っていただきまして、思い切った発想で取り組んでいただきたいと、このように要望しておきます。

それと、教育長からご答弁いただきました。これは今後の問題としてではございますけれども、実は、私と同じ会派の奥山君から、学校長、ＰＴＡの会長と教育長、全国の二千八百三十四名の方への教育問題に対するアンケートというのをちょうだいいたしました。これをちょっと参考に読ませていただきました。この中で、今学校に対して何が一番必要かというような問題点がございます。それは学校の活性化が必要とされております。その中で、学校の活性化をするためには何が必要かということで、学校運営について、学校、保護者、地域社会の共通の理解を深めるというのが最も多く、学校運営上の諸課題について、保護者、地域社会との連携、協力で解決すること、次に、地域人材の活用、あるいはまた学校長のリーダーシップ、学校長の裁量権の拡大と、こうなっております。ということは、今まさに学校評議員制度がこの目的と合致するというような考えを持たざるを得ません。

その中で一番この学校評議員制度についてのいろんな諸問題が発生し得るのではないかという一つの危惧がございます。それは多分この評議員制度のメンバーだと思います。このメンバーは、今のアンケートでどういう方が一番ベストだろうかということでございますけれども、まずはPTAの現役の役員さんというのが最も多く、次いでPTAのOBの方、そして地域の学識経験者となっております。それぞれが当然と言える結果でございますし、皆さん方がそれぞれ教育のエキスパートの方ばかりでございます。ところが、先ほど教育長からご答弁ありましたように、この人材というのは民間人でございますから、学校の運営にかかわってまいります。ということは、民間のノウハウが学校の現場に入ってくるわけでございますから、当然、現場とのギャップが生じないだろうかという一つの問題点もございます。そこで、学校長、あるいはまた教育長に対する質問の中で、今現在どのような教員の研修が必要かという設問もございまして、その設問の中で最も高いのが、断トツに高いのが民間企業への派遣と書いております。すなわち、先ほど知事からご答弁いただきました、県職員も民間への派遣をし、民間から県の中へノウハウを導入するというところでございますけれども、もう今や学校についてもそのような考え方があるということで、学校の分野においても、もう本当にサンクチュアリーがなくなったなという感じがするところでございます。

そこで、そんな中で先般、クリントン・アメリカ大統領の一般教書演説でこのようなことをタイトルでうたっております。二十一世紀のアメリカ革命は教育からということで、教育革命を最優先課題にする必要性を訴えております。教育改革ではなく教育革命とうたっております。その中で、いみじくも日本でも文部省の小野大臣官房長が、教育革命、ことし最優先すべきことということで、大臣官房長すら、教育改革ではなく教育革命という言葉を使っております。そんな時代なのかなということで私も思うわけでございまして、この学校評議員制度というのは、一つはやっぱりこういう教育革命の第一歩になるのかなという気もするわけでございます。いろんなデメリットやメリットも混載するわけでございますけれども、県教委の深い理解と、そして、この制度がいろんな形で定着できるようにさらにご努力をいただきたいと、また、県としてイニシアチブをとって指導してあげてほしいと、このように要望しておきます。

終わります。

○副議長（松原一夫君）　しばらく休憩いたします。

△午後二時三十八分休憩

△午後三時三分再開

○議長（松井正剛君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十三番辻本黎士君に発言を許します。――二十三番辻本黎士君。（拍手）

◆二十三番（辻本黎士君） （登壇） 議長のお許しをいただきまして、今期初めての一般質問をさせていただきます。皆さん大変お疲れのところでございますが、ひとつご辛抱のほどお願いします。

さて、今二月定例議会はいわゆる予算議会であり、加えて、見事に三選されました柿本知事の新たなスタートとしての予算を審議する議会でございます。すなわち、二十一世紀に一步を踏み出す年の予算を審議する場でもありますので、知事におかれましては、今回の予算編成に当たってその基本方針の中で、時代の大きなうねりととらえられました。困難なこの時代にあって、県政の誤りのないかじ取りを柿本知事に大いに期待をするものでございます。その中で、二十一世紀に引き続く課題ではありますが、何といたっても道路問題を中心として数点、関係部長及び教育長にお伺いいたします。

最初に、道路網の整備でございます。

県では、道路整備の長期計画である「なら・半日交通圏道路網構想」を策定され、その実現化に努められているところでありますが、平成九年には奈良の中心地と大阪市を結ぶ第二阪奈有料道路が供用開始され、奈良市から大阪の中心地まで従来約一時間二十分かかっていたものが、現在約三十五分と大幅に短縮され、北和地域における産業、観光の振興に多大な効果をもたらしていると伺っております。また中和地区においては、国道一六五号大和高田バイパスの一部が供用されまして、国道三〇九号の水越トンネルが完成するなど、本県の道路整備は着々と進んでいるものと実感しておるところでございます。一方、中和地区と大阪を最短で結ぶ私どもの南阪奈道路は、関西国際空港へのアクセス道路として、新庄町から阪和自動車道美原ジャンクションまでの自動車専用道路でありまして、中和地区のみならず本県の産業、観光の振興を図る上で重要な道路でございます。また、京奈和自動車道とも連携し、京阪神における自動車専用ネットワークを形成するとともに、周辺の幹線道路と有機的に機能を発揮し、国道一六五号や国道一六六号の渋滞解消のためにも一日も早い完成が望まれるところでございます。

そこで、土木部長にお尋ねいたします。聞くところによりますと、当南阪奈道路の完成時期が当初の平成十二年度末から平成十四年度末に変更になったということを聞いておりますが、そのおくれの主な理由及び奈良県域と大阪府域の事業の進捗状況、そしてまた今後の見通し、また、この南阪奈道路に連結される、建設省の事業であります国道一六五号大和高田バイパスの進捗状況と今後の見通しについて、あわせてお尋ねをいたします。

次に、交差点の改良でございます。長年懸案でありました、私どもの當麻町竹内地内の国道一六九号線と県道御所香芝線の交差点の改良についてでございます。これはほぼ完成していただきました。本当にありがたく思っております。当交差点での渋滞解消というのは大変なものでございまして、今までは、改良前は當麻から新庄、ひいては御所まで続いたということでございます。改良されてからはスムーズに車が流れているということで、大変喜ばしい限りでございます。大規模なバイパス等の整備も重要なことは言うまでもありませんが、このような交差点などボトルネックとなっている箇所を解消する必要がある

と考えております。そこで、平成十二年度における交差点改良の取り組みについてお伺いをしておきます。

終わりに、県道橿原新庄線でございます。当路線は、新庄町と京奈和自動車道を最短に結ぶ路線として期待が大きいのでございます。この沿線には、新庄町のスポーツセンター、サッカーグラウンド、サブグラウンドがあり、二〇〇二年に日韓共同開催されるワールドカップサッカー大会公認キャンプ場として応募されていると聞いております。このようなイベント等を開催し、地元の活性化を図ろうとする場合、道路網の整備は何といても不可欠でございます。この地域では県道橿原新庄線の整備がぜひとも必要でございます。現在、新庄町と大和高田市を結ぶ、俗に言う葛城川の橋はすべて完成しております。先線についてはどのような進捗状況になっておりますのか、これもお伺いしたいと思います。

次に、農業問題でございます。新たな時代に即応した農業振興について、辻農林部長にお伺いいたします。

私が住んでいる新庄・當麻地域を含む葛城山ろくでは、豊かな自然環境と貴重な歴史遺産を楽しみながら散策できる近畿自然歩道の整備をただいま進めておられるわけでございます。また、平成十四年度完成を目指している南阪奈道路が建設中ではありますが、こういったインフラが整備された暁には、他府県から、特に大阪方面から葛城山ろくに緑と憩いを求めて訪れ、活気に満ちた様子が目に浮かんでまいります。葛城山ろくでは、山合いを流れる清らかな水に恵まれ、砂質土壌で、朝日は当たるが西日が当たらないという特殊な自然環境を活用した、山芋、里芋、花き類等、他の地域とは異なったさまざまな特産品がつくられており、特徴のある農業が展開されております。なかんずく、新鮮で安心して手に入れられる農産物の直売所での販売が非常に人気を博しておるわけでございます。多くの観光客が競って農産物を買求める姿が見受けられます。先ほど申し上げました、待望久しい南阪奈道路の當麻ランプが完成した暁には、こういった傾向にさらに拍車がかかり、一層活気に満ちた直売活動が予想されます。こうした地域環境の変化に対応して農業振興を考えていくには、今までとは一味違った振興方法が求められるのではないのでしょうか。これら直売所の農産物は、女性や高齢者の方々が小規模な畑でつくる生産物が中心であると聞いております。この周辺地域に多くある直売所をさらに活用し、あわせて、奈良には他にも多くの農林特産品がありますから、このような場所で紹介するのはいかがでございましょうか。

次に、この地域の特産物である切り花菊の振興についてお伺いいたします。

栽培菊は、明治の末ごろ奈良県に入り、大正期に当地域に普及したと言われております。そもそも栽培菊は、奈良時代に中国から薬用として渡来し、平安時代に貴族によって觀賞の対象となったと聞いております。鎌倉・室町時代に入りますと、武家にも菊栽培が流行し、江戸時代に入ると、町人の間にも菊づくりが広まるようになったようです。特に元禄期には品種改良が進み、現在ある日本菊の花の形はほとんどがこの時代に生み出されたと言われております。このようなすばらしい伝統を引き継ぐ当地域の菊は、現在では関西市

場でも有名となり、数ある特産物の中でもぬきんでておるわけでございます。中でも一本の茎に一つまたは二つの花をつける輪菊は、他の追隨を許さぬと聞いております。それはほとんどが、専業農家の方々の手になる最も特徴的な農産物であります。新庄・當麻地区では年間約七億五千万円の生産額があり、県下全体の輪菊の約七〇%を占め、有数の輪菊生産地帯であります。

こういった特産物を積極的に売り込んでいくことも、直売とは違った振興方法であると考えております。しかし、現状に目を移しますと、農業者の高齢化などが進み、菊づくりが大変厳しいものとなり、軽作業化が求められていると聞いております。中でも、花を一つか二つ咲かせるために、余分なわき芽を取らなければならない、この作業が非常に手間のかかる作業であると考えております。何か技術的な手だてがないものかと、農家の皆さんの苦勞を思うにつけ、日々思案しておりますが、また、農家の皆さんのお話を伺いますと、苗の植えつけ作業もまた大変な作業であるようです。中腰で長時間作業される姿を目にしますと、こちらの方まで腰が痛くなるというような思いで、そのご苦勞がしのべれます。これも機械化ができて重労働から解放されないかなと常々考えておりましたが、本年度において、らくらくキクづくり事業により移植機械を開発、実証され、當麻・新庄地域においても普及、実証される予定であると伺って、大変喜んでおるところでございます。その成果を期待しております。

そこで、新鮮な野菜、農産物を手に入れることのできる直売所の有効活用法とあわせ、新庄・當麻地域における菊生産の、特産物として一層の飛躍を期するためには移植機械の速やかな実用化が望まれますが、それはいつごろになるかということ、また、実用化により具体的にどのように農家の皆さんに役立てようと考えておられるのか、これらのことについて、県としての対応を辻農林部長にお伺いいたします。

次に、介護保険についてお伺いいたします。

いよいよ介護保険制度の実施まで一ヵ月を切りました。保険者である市町村、また県におかれましても、最後の準備作業に慌ただしい日々を送られていると思いますが、先月十日、正式に告示されました介護報酬につきまして、例えば家事介護に関する取扱いが介護支援専門員や市町村の判断に任されている部分もあるということで、現場では一部混乱が生じているといったことも耳にしております。また、ショートステイの利用枠の拡大などにつきまして、まだ国で一部検討が行われているとのことでございますので、四月まであとわずかな期間であります。制度が円滑にスタートするためには、まだまだ県において多くのご努力をいただかねばならないという思いを持っておるわけでございます。しかし、介護報酬や介護度ごとの支給限度額などが決定されましたことにより、これからケアプランづくりが急ピッチに進められることとなりますが、ご承知のとおり、介護保険ではまず要介護認定を受けなければなりません。認定を受けた後、ケアプランを作成し、サービスの提供といった運びとなりますが、一月末現在で要介護認定の申請をされた高齢者は約一

万八千人であり、そのうち認定結果が出た方は約一万二千人と聞いております。私は、この数字は予想していたより少し少ないかなと思うわけでございます。

また、要介護認定は、原則として申請があつてから三十日以内に行わなければなりませんが、一部の市町村では少しおくらせているとも聞いております。そこで、三月に入った現在、この要介護認定の申請状況はどのようになっているのか、また、認定が三十日を超えるのはどのようなケースなのか、まずお伺いをいたします。

次に、審査判定の結果であります要介護度ごとの分布状況を見てみますと、介護認定審査会ごとにばらつきが認められ、特に一次判定と二次判定の変更率につきましては、審査会によっては相当の開きがあるところもございます。それは見方を変えますと、二次判定における介護認定審査会の機能が十分発揮されるとともに、地域の特色が出ているとも考えられますが、先日、認定の正確さや公平性に疑問があるといった新聞記事もございました。介護認定審査会の委員の皆さん方もこれからますます経験を積まれてまいりますので、私は、この認定のばらつき、ぶれといったものが徐々に解消されるものと考えておりますが、公平で公正な認定のため、やはり研修といったものが大変重要ではないかなと思うわけでございます。そこで、県として、介護認定審査会の委員をはじめ認定調査員の研修につきまして、どのように対応されようとしておられるのか。

以上二点につきまして、森本福祉部長にお伺いいたします。

次に、教育長にお伺いいたします。

昨年六月、ケルン・サミットで、すべての子どもたちにとって、読み・書き・そろばんと並んで、情報通信技術の能力が不可欠であるということが合意され、欧米諸国はじめアジア各国でも、政府が教育の情報化に積極的に取り組んでおります。我が国においても昨年十二月に、文部省を中心とした小渕総理直属の情報関連のプロジェクトチームが最終報告を出しております。その報告では、教育の情報化を通じて、子どもたちが変わる、授業が変わるという状況を目指しています。そのために、すべての教室にコンピューターを設置し、インターネットにアクセスできる情報環境をつくり出すことが、政策の一つとして示されております。

本県におきましても、私は、二十一世紀を担う子どもたちに、情報の宝庫であるインターネットを活用し、コンピューター等の情報機器を自由に操作し、主体的に情報を判断し、活用する能力を身につけさせるべきではないかと考えます。私はあわせて、情報教育を推進する教員の育成についても、県教育委員会では昨年、コンピューター学習指導教員育成事業を創設され、既に学校で研修が始まっているということを聞いております。教育研究所においても、コンピューター入門、ソフトウェアの活用、インターネットの活用など、段階別に応じた研修が実施され、その充実に取り組んでおられることは大事であると思うところでございます。しかしながら、すべての県立学校へのコンピューターの整備が進められているとはいえ、十分な台数が整備されておらず、また、インターネットにアクセスできるような情報環境も整備されていない県立学校も多いと聞いております。教育の情報

化推進のためには、コンピューター整備やインターネットの接続など、いわゆるハード面の整備が前提条件であります。

そこで、教育長にお伺いします。本県の教育の情報化を推進するために、県立高等学校のコンピューターを量的、質的にどのように充実されておりますか、また、学校におけるインターネット接続についてどのように計画されておりますか、お伺いいたします。

最後に、子どもたちの社会体験、自然体験等の機会の充実について、教育長に重ねてお尋ねいたします。

私は過日、地元新庄町で開催されました生涯学習まちづくり推進大会にお招きにあずかり、大会に参加しました。会場となったマルベリーホールでは、会場をはみ出すほどの参加があり、日ごろの各教室の制作品の展示や公民館の取り組み報告など、熱気あふれる催しでした。とりわけ小中学校生の発表では、小学生の自然体験で学んだことの発表は本当に生き生きして、印象に残るものでした。子どもたちから高齢者まで地域の人々が生涯学習に取り組む姿を見て、将来に向けて本当に力強い感じがした次第でございます。

一方、このような取り組みを目の当たりにして、私の頭をよぎった事柄がございます。それは、昨年度文部省によって行われた「子供の体験活動等に関するアンケート調査」の結果であります。この調査は小学校二年生、四年生、六年生及び中学二年生、合計一万一千人を対象にしたものですが、「小さい子どもを背負ったり、遊んであげたりしたことがあるか」という生活体験、また「食器をそろえたり、片づけたりしたことがあるか」というお手伝い体験、また、「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たことがあるか」といった自然体験が豊かな子供ほど、「友達が悪いことをしていたら、やめさせる」だとか、「バスや電車で席を譲る」といった、道徳観、そしてまた正義感が身についているという高い相関の傾向が見られるということが明らかになりました。私自身の体験から想像はできたものの、この新聞記事を読み、やはりそうかという軽いショックを感じたものであります。私はかねがね、次の世代を担う子どもたちに道徳心や正義感等を教える機会が、やはり学校、地域、家庭、いずれの場でも希薄になっているのではないかなという危惧を抱いているところであります。今こそ社会全体で子どもを育てるという視点が大切だと考えております。また、子どもに生きる力を養うために、先ほど述べたように、社会体験や自然体験、親子で物事に取り組む機会を積極的に提供することが大切ではないかと考えております。

そこで、地域を挙げて生涯学習社会をつくり上げていこうという機運が高まる中で、また、平成十四年度から学校週五日割が完全実施されようとしている状況の中で、子どもたちの体験活動の機会をどのように充実していこうとしておられるのか、具体的な事業を含め、藤原教育長にお伺いいたします。

以上です。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松井正剛君） 森土木部長。

◎土木部長（森俊勇君） （登壇） 二十三番辻本議員のご質問にお答えいたします。

道路関係につきまして、三点にわたるご質問でございます。

まず一問目は、南阪奈道路についてのご質問でございますが、南阪奈道路は、奈良県の中和地域と大阪府の南河内地域の連携を強化するとともに、関西国際空港へのアクセスを目的といたしました自動車専用道路でございます。平成二年度に事業化をされ、現在日本道路公団、建設省、大阪府、大阪府道路公社、そして奈良県の、五つの事業主体で協力いたしまして事業を推進してきているところでございます。完成予定年度につきましては、事業に着手いたしました平成三年度におきまして完成時期を平成十二年度として、それぞれ取り組み始めたところであるわけでありますが、南阪奈道路全線にわたりまして用地交渉が難航いたしまして、用地の取得が計画よりおくれたために、事業の完成年度をやむを得ず平成十四年度に変更することとなったものでございます。

奈良県域におきます延長四・九キロメートルの事業区間につきましては、議員の大変なご助力もいただきまして、おかげさまで必要用地の九九%の取得が完了いたしましたところでございます。工事につきましては、太田高架橋工事と竹内トンネルの工事を全面的に展開させていただいているところでありまして、太田高架橋は平成十三年度の完成予定、また竹内トンネルにつきましては、平成十二年六月の貫通を予定しております。さらに、太田高架橋と竹内トンネルの間の當麻工区におきます土工工事につきましては、平成十一年度に着手したところでございまして、平成十四年度の完成を予定しております。一方、大阪府域の十二・〇キロメートルの事業区間につきましては、必要用地の約八割が取得された状況でございまして、順次工事が展開されているところと伺っております。現在、大阪府施行によりまして太子インター工事が、建設省施行によりまして石川橋の橋りょう工事が、また太子改良工事などが、また大阪府の道路公社の施行によりまして羽曳野インターチェンジ付近の尺土地区橋りょう工事が鋭意進められているところでありまして、引き続きましてこの平成十四年度の完成を目標に置きましてご努力をお願いしていく所存でございます。

国道一六五号大和高田バイパスにつきましては、現在新庄町域の南阪奈道路との接続部におきまして橋りょうの上下部工事が行われておりまして、平成十二年度には完成する予定と聞いております。また、橿原お域におきましては、県道橿原高取線付近から国道二四号四条交差点の間で橋りょう工事及び改良工事が行われておりまして、早期供用に向けて鋭意ご努力いただいているところであります。さらに、奈良県で施行いたします近鉄橿原線の上をまたぐ約二百メートルの跨線橋区間につきましては、現在奈良県で詳細設計を実施しているところでありまして、平成十二年度に着工できるよう国庫補助事業採択を国に要望しているところでありまして、平成十四年度の完成を目途といたしまして努力してまいりたいと思います。国道一六五号大和高田バイパスにつきましては、南阪奈道路と同時に供用できるよう建設省に対して強く働きかけてまいる所存であります。

二点目は、道路網の整備についてであります。交差点の改良についてのご質問であります。

渋滞の原因となるボトルネック箇所の解消を図る交差点の改良事業は、短期的な対策として非常に有効と認識しておりまして、平成十年度から、渋滞並びに交通事故の多発する交差点の改良を、交通円滑化対策事業として重点的かつ計画的に進めてきておりまして、これまで六カ所についてほぼめどが立ってきているところでございます。議員お述べの竹内交差点につきましては、関係地権者のご理解を得て工事を進めてきておりまして、本年度末にはすべての工事を完成して、直ちに供用する段取りで行っております。平成十二年度はこの交通円滑化対策事業の対象といたしまして新たに踏切の拡幅事業も加えまして、事業費十二億九千万円を計上しておりまして、このうち交差点改良につきましては、新規着手箇所五カ所を含む十七カ所で実施予定でございます。年度内に二カ所を完成予定でございます。今後とも鋭意推進に努力してまいりたいと思います。

三番目は、県道樫原新庄線についてのご質問であります。

一般県道樫原新庄線は、樫原市の川西町の県道峠久米線の分岐を起点といたしまして、大和高田市を経由して新庄町の北花内地内の国道二四号に合接する延長三・七キロメートルの道路でございます。このうち国道二四号から葛城川までの約八百五十メートルの区間につきましては既に改良済みでございまして、また、葛城川より東へ延長約五百メートルの区間におきまして、平成六年度より橋りょう工事及び現道拡幅工事を実施中であります。これまでに葛城川にかかります橋りょう工事を既に完成いたしまして、平成十一年度は用地買収を進めるとともに、工事にも一部着手したところであります。現在の用地取得率は約七割でございます。平成十二年度は残る用地取得に努めますとともに、買収済み区間の工事の促進も図る予定でございます。さらに、この事業区間東側約二・四キロメートル、新設の予定区間はのうち一・七キロメートルになりますが、この区間につきましては平成十一年度にルートの調査を行ってきているところでありまして、今後、地元の市、町との調整を速やかに進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 辻農林部長。

◎農林部長（辻政紀君） （登壇） 二十三番辻本議員の質問にお答えいたします。

私に対しましては、新たな時代に即応した農業振興について二点の質問でございます。

まず第一点は、農産物直売所の活用方策でございます。議員お述べの新庄・當麻地域の農家は、いわゆる兼業農家が大半であります。担い手の中心は女性や高齢者でございますけれども、それぞれ営農意欲に燃えられ、野菜や花、果物など多種多様の農産物を生産するとともに、創意工夫を凝らした漬物とかみそなどの加工品を開発されておられるところでございます。また、当地域におきましては、これらの新鮮な農産物や加工品を直接消費者に販売してはという機運が高まりまして、平成三年ごろから葛城山ろく一帯に、郷土食・當麻の家、あるいはＪＡ活用農産物直売所など十一カ所の直売所、朝市を次々に設置され、年間約五十万人ぐらの集客と聞いておるわけでございます。また、普及センターの働きかけによりまして、当該直売所相互間の情報交流システム化を図るために、いわゆる葛城

地域産直ネットワーク協議会が平成十一年八月に設置されたところでございます。同協議会では、それぞれの直売所の個性を生かした販売戦略の確立に向けた取り組み、あるいは郷土食・當麻の家にいわゆる本県の特産品である大和茶、ジャム類、笠のそばなど、いわゆる特設コーナーを設置するなど、生産者相互の交流、いわゆる直売所の交流、あるいは消費者ニーズの把握やPRを行うことによりまして、各直売所の共存共栄を図られているところでございます。県といたしましては、これらの取り組みを積極的に支援するとともに、県下各地における直売所間の特産品の相互紹介や販売協力などを推進するなど、消費者交流による都市農業の振興により一層努めてまいり所存でございます。

第二点目は、切り花菊の振興についてでございます。新庄・當麻の菊は、関西市場でも、先生も質問でお述べのように、古くから高品質で有名であります。その中でも二輪菊は、全国有数の産地として確立されているところでございます。しかし、お述べのように、菊苗の核えつけにつきましては労働負担が大きく、または長時間に及ぶ等のいわゆる課題を抱えていることから、これらを軽減するために、県では本年度いわゆるらくらくキクづくり事業により、菊移植機を開発したところでございます。来年度には新庄町、當麻町をはじめ広く県下の各菊産地におきまして普及、実証し、実用化してまいりたいと思っております。なお、実用化されれば、一つはいわゆる中腰作業の解消、あるいは、十アール当たり三十二時間ほど要していた作業が二時間と大幅に短縮されることから、栽培面積の拡大や、あるいは経営の安定化、ひいては後継者の育成などにつながるものと期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 森本福祉部長。

◎福祉部長（森本紘司君） （登壇） 二十三番辻本議員のご質問にお答えをいたします。

私へは介護保険について、まず、三月に入った現在、要介護認定の申請状況はどうかと。また、認定については原則として申請があってから三十日以内に行わなければならないが、一部の市町村では少しおくれが出ているのではないかというが、どのようなケースかということについてのご質問でございます。

まず、介護認定の申請状況でございますが、本年二月末現在で二万一千五百五十一人で、このうち一万六千三百二十人の方について審査判定が終了し、ご本人に通知をされているところでございます。また、介護認定につきましては申請から三十日以内に行うというふうになっており、これを超えた場合、延期通知でその旨本人にお知らせをするというふうになっておりますが、一部の市町村では、ご指摘のとおり作業がおくれ、この延期通知を出しているところもございます。この主な理由としましては、昨年十月からの一斉の受け付けであったことで申請が一時に集中をした、また、主治医の意見書の提出がおくれた、これが主な原因となっております。このため、主治医の意見書につきましてはできるだけ早く出していただくということから、県医師会や病院協会を通じて要請をいたしますとともに、昨年実施しました主治医の研修会の際にもお願いをしてきたところでございます。

次に、公平で正確な認定のためには、研修が重要であるということから、介護認定審査会の委員や認定調査員の研修についてどのように対応するのかというご質問でございます。

市町村におきます要介護認定が公平、公正かつ適切に行われますためには、介護認定審査会の委員や認定調査員が要介護認定の仕組みなど制度に精通をしていただく、あるいは認定作業になれていただくということが大変大事なことでございます。そこで、県では昨年八月に県内を三つのブロックに分けまして、介護認定審査会の委員、あるいは調査員を対象に、要介護認定における審査判定の方法、認定調査の手法、留意点などを内容とした研修会を実施するとともに、昨年十月の要介護認定開始以降は、新たに厚生省から示されました要介護認定基準の解釈、運用上の留意点などについて、その都度、市町村を通じて情報の提供を行ってまいったところでございます。新年度では、これまでの要介護認定の結果を踏まえまして、昨年実施した研修内容に加えて、認定調査の際の高齢者に対する対応の仕方や、地方の高齢者に対する認定調査及びこれまでの調査判定における留意点、高齢者の人権、難病に対する医学的知識の研修も計画をしており、これらの研修を通じて要介護認定が円滑に、かつ公平、公正、的確に行われるよう一層努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 二十三番辻本議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点は、県立高校におけるコンピューターの充実等についてでございます。

お述べのように、ますます情報化の進む中であって、二十一世紀を担う子どもたちに、主体的に情報を活用して、よりよく問題を解決できる能力を育成することが求められております。特に新しい学習指導要領では、高校で教科「情報」が必修になるということもございまして、情報教育の充実は学校教育における重要な課題でございます。そのため来年度から五カ年計画で、すべての高等学校においてそれぞれ一枚当たり四十二台のコンピューター一台数になるように増設をしてみたいと思っております。これは一クラスが一人一台の授業が受けられるということでございます。現在この整備済みとして十三校がございしますが、平成十二年度には九校を整備する予定でございます。インターネットにつきましては、特色ある学校づくりを進める中で、さまざまな情報を収集いたしまして授業に活用したり、学校の個性ある情報を発信したりするために欠かせないものであると考えております。そのために、文部省の整備目標でございます平成十三年度を前倒しをいたしまして、来年度中にすべての県立学校で接続を完了する予定でございます。こうした情報環境の整備とあわせまして、教員の指導能力の向上を図るために、教育研究所における研修、さらにコンピューター学習指導教員育成事業を実施いたしまして、平成十三年度までにすべての教員が授業でコンピューターを活用して指導できるよう、民間のコンピューター指導者による研修を進めているところでもございます。今後も、ハード面の一層の整備とと

もに、教員の指導能力の向上に努めまして、質、量の両面から教育の情報化を推進していきたいと考えているところでございます。

第二点は、子どもの社会体験、自然体験等の機会の充実についてのお尋ねでございます。

子どもたちが、コンピューターゲームなどでの擬似体験とか間接体験、これが多くなる一方で、直接体験の機会が不足しているという面も見られます。子どもたちに自然体験とか社会体験などの体験活動の機会を与えることは、学校教育の中だけでなく、家庭や地域社会の活動の中でも必要であると考えているところでございます。また、平成十四年度からは学校週五日制の完全実施になります。これはちょうど体験活動充実の好機であると考えられておりまして、地域で子どもたちを育てる環境を整備して、親と子どもたちのさまざまな活動を振興するための全国子どもプランを、奈良県でも推進委員会を組織して進めているところでございます。具体的な事業といたしましては、一つには、週末とか夏休みで地域で行われる行事についての情報紙を作成、配布する子どもセンターの活動、二つには、地域に古くから伝わる伝承遊びや物づくりなどを子どもたちに伝えたり、世代を超えたボランティア活動とか体験活動を進める子ども地域活動促進事業、三つ目には、また各市町村においても、PTAや子ども会、青年団など社会教育関係団体等と連携しながら各種事業が行われているところでございます。さらには、県立の青少年野外活動センターではフロンティア・アドベンチャー事業とか、県立の青年の家では吉野山自然観察、手すきの和紙体験、こういうような諸事業を実施しているところでもございます。これらの事業を引き続き充実していくとともに、新年度には中学生の体験学習活動として、いきいき・なら体験事業、さらに、県立学校の地域開放事業といたしまして親子体験教室を新たに実施をしていきたいと考えております。今後とも、市町村とか関係団体等の協力も得ながら、さらに多くの効果的な体験の機会を子どもたちに提供できるよう、事業の充実にも努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 辻本黎士君。

◆二十三番（辻本黎士君） 部長、教育長、それぞれ前向きのご答弁をいただきまして、まず、ありがとうございます。

森土木部長にお伺いしたいと思います。南阪奈道路につきましては、奈良県側はほぼ一〇〇%、工事はもう日々完成に向いているというような実感をしているわけでございますが、そこで私、こういうことは言うたらどうかなと思うんですけれども、今、隧道工事が六月に抜けるということでございますが、私の聞いている範囲では、大体三月のこの中旬に明かりが見えるということを聞いているわけでございますが、この際、特に公団の隧道につきましては、昨日三〇九でそのような事故がございました。その中で、やはり隧道の入口に待機場所があったら、待機場所を若干広げたらいいんじゃないかなと、車両が構内に入れないように、ある程度待機するスペースが要るんじゃないかなというような思いもしているわけでございます。そういうようなことで、いろいろと新しい工法でやっておら

れますが、特にそういうことも私、ちょっと実感したもので、別に三〇九がどうのこうの言うてるんじゃないと思います。三〇九は、これは大阪府下の千早赤阪材の事件でございますので、奈良県側も時にそういうことがあれば緊急の場合は、やっぱり大きな換気扇、いろいろもう設置しておられますが、特に新しくできる南阪奈道路燧道につきましては、そういう待機場所が必要じゃないかなというように思います。それと、十四年度を目指して、特にまた一昨日知事さんが、阪奈協議会を設置してということもお聞きしましたもので、特に連絡を密にさせていただいて、よりよい、十四年に供用開始できるようにお願いいたします。要望しておきます。

次に、森本福祉部長、介護保険における認定にかかわる問題でございますが、部長は今答弁で、二月末現在で申請者が二万一千五百五十一名、うち審査認定を終了した高齢者は一万六千三百二十名ということでございますが、介護を必要とする人はまだ申請しておられない方もいるんじゃないかなと思います。県においてさらに周知徹底していただくようお願いをしておきます。

また、要介護認定につきましては、痴呆症状が認定に反映されにくいとか、また、認定調査に当たって正確な聞き取りが行われないう問題点も指摘されております。新年度、こういったことの認定審査会委員や認定調査員の研修を取り入れられるようでございますが、しかし、二次判定の変更について一定の基準というものがあると思いますので、審査会によって判断基準が違ふといったことのないように、さらに工夫を加え研修を充実させていただくよう、これは要望しておきます。

次に、教育長、生涯学習の件で、子どもたちの自然体験、社会体験、その他機会を提供するなど、施策の推進に努力していただいていることは教育長の答弁でよくわかりました。今後またPTAはじめ子ども会や、また青年団の団体等に活発的に図りながら、生涯学習の振興にご尽力賜らんことを特に要望をしておきます。

以上、終わります。ありがとうございました。

○議長（松井正剛君） 森土木部長には質問――要望ですか。

◆二十三番（辻本黎士君） もう要望にしておきます。

○議長（松井正剛君） 次に、二十七番小林喬君に発言を許します。――二十七番小林喬君。（拍手）

◆二十七番（小林喬君） （登壇） 議長のお許しを得て、通告に基づきまして質問、要望をいたします。

質問に先立ちまして一言申し上げます。過日来、各議員からもお話がありましたが、岩本副知事、長い間ご苦労さんでございました。感謝いたしますとともに、今後ともご愛いただきまして、視点を変えて県勢振興にご協力を賜りたいとお願い申し上げます。

なお、きょう私で、一般質問は最後であります。お疲れでございましょうが、どうか最後までよろしく願いを申し上げます。

まず、県立商科大学の改革について、知事にお尋ねをいたします。

同大学は、地域の青年や社会人に高等教育を行うことを目的に、昭和二十八年に開学した夜間の短期大学を母体として、平成二年には四年制の公立大学として開設されまして、今日に至っているところでございます。高等教育機関としてその役割を十分に果たしていると評価しております。

ところで、近年、社会経済情勢が複雑・多様化し、今後もこのような現象はますます進んでいくものと思われます。これらの変化に対応できるすぐれた知識と能力の習得という需要もますます高まっていくものと考えられるのであります。二十一世紀における我が国の発展には、地域の視点は欠かせない、今後ますます進展する地域経済の活性化、国際化、サービス化という三つの大きな流れの中で、さらにの重要性が増すものと認識するところであり、今、本大学に求められるものは、地域の発展にいかに関与できるか、そういう人材を育成していく、また地域づくりに関する研究成果の地域への還元ではないかと考えるところであります。知事におかれては、これらの社会情勢の変化等を踏まえ、来る二十一世紀に対応する魅力ある大学として、また、地域的な視点を取り入れ、奈良県の地域特性を生かした全国的にも注目度の高い大学として生まれ変わるべく、平成十一年度より大学改革の検討に取り組み、本年度予算案には、地域創造学部、地域経済学科と観光経営学科という、新学部、新学科の平成十三年度設置に向けた準備経費を計上しておられますが、これはまさに同一認識に立ったものと推察して、当を得たものと評価しているところでございます。

そこで、知事にお伺いいたします。県立商科大学をどのように改革しようとしておられるのか、その目指すべき改革の方向についての所見と、今後のスケジュールについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、新県立図書館の整備事業についてお尋ねをいたします。

本県におきましては、平成七年に新県立図書館整備基本構想が策定されまして、その具体化に向けて施設の基本計画の検討、情報提供の仕組み、いろいろな機関とのネットワークづくり等の検討をされてきたところでございます。新県立図書館が来る二十一世紀を見据えた仕組みを持つ図書館として整備されるということに、大いに期待をしているところであります。私自身、図書館を思う一人としてさらにつけ加えるならば、図書館は大勢の人たちが利用できる施設であってほしいと願っています。つまり、より多くの県民が、いろいろな目的で自由にかつ便利に利用できる機能を備えたものでなければならないと考えているところであります。加えて、施設面でもバリアフリーへの配慮や玄関周り等は広くとるなど、明るく楽しく利用される施設としていただきたいと思うのであります。また、新県立図書館の資料の特色として、奈良県の歴史・文化に関する資料や、戦争体験に関する資料を収集することとして、特に戦争体験文庫については、これまで収集してきた資料の一部を利用して、現県立奈良図書館にPRコーナーを設け、さらに収集活動を積極的に展開されとのことですが、これ以外にもいろいろな特色を出す活動を積極的に進めることによりまして、奈良らしい情報を発信し、奈良県を訪れる観光客も奈良の歴史・文化に

触れられる等、ある意味では観光資源としても大いに利用できるようなもの、そのようにしていただきたいと思うわけであります。いずれにいたしましても、利用する県民のことも考えながら、いつまでも愛される施設として柔軟に対応できるとともに、これからますます激変する社会環境にも十分対応できる図書館整備が必要ではないかと思うのであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。平成十二年度はどのように取り組もうとされているのか、また、施設完成までの今後の見通しについてもあわせてお伺いしておきます。

次に、総務部長に、消防体制についてお伺いをいたします。

本年一月八日、奈良市鴻ノ池運動公園におきまして奈良市消防出初式が実施されたところであり、消防署員及び消防団員の皆さんの雄姿を目の当たりにしたところであります。特に消防団員の方々には、日ごろから献身的な活動をしていただいておりますことに心から敬意と感謝を表するところであります。しかし、毎年各市町村においては火災が頻発し、貴重な県民の生命や財産が失われており、県民が日常生活をする上で不安を与えていることも事実であります。本県においては、消防関係者の努力によりまして大きな火災は発生しておりませんが、近年の火災の発生状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

また、消防の任務は、国民の生命、身体及び財産の火災からの保護であり、火災を一刻も早く発見し、迅速な消火活動により鎮火することであります。また、防火思想の普及等も大きな仕事であります。このため、消防体制については、県民が安心して生活をするため、いわゆる備えあれば憂いなしということわざにもあるように、常に万全の体制が望まれております。県下各市町村においては、それぞれ消防団、消防本部、消防署を設け、消防体制を整備されているところであります。しかし、大規模な消火活動には単独の市町村だけでは対応できないケースがあることが考えられます。このような場合、他の市町村との連携はどのようにされるのか、その実態についてお伺いをいたします。

次に、積水化学工業の中ノ川移転問題について、企画部長にお尋ねいたします。

積水の中ノ川移転計画は、奈良市の朱雀大路復原整備計画をきっかけに、その後、学研都市の整備も含めて、昭和五十八年に奈良県、奈良市、積水の三者が協力することで合意し、以来、長年の懸案事業としてこれまで準備を進めてきたものと受けとめております。そして、平成九年には改めて確認書を取り交わし、これに基づいて奈良市が中ノ川に移転のための用地を取得、十一年度からの三カ年事業として造成工事に着手する予定と伺っていたところであります。しかしながら、経営環境の変化もあってか、昨年来その実現が危ぶまれており、このほど積水と奈良市の間で中ノ川移転計画を断念する旨の合意がなされたということであります。積水の移転は、奈良市にとって、朱雀大路の復原はもとより、奈良市東部地域の振興という意味でも大きな役割を担っていただけに、非常に残念な結果となったわけですが、この問題は、県も含めて確認書を取り交わしているように、単に奈良市と積水だけの問題ではないはずであります。

については、積水の移転中出にかかわって、県としてこれまでどのように対応してきたのか、お伺いいたします。

特に私が心配をいたしますのは、奈良市が中ノ川に手当てしている用地が一体どうなるのかということであります。これが宙に浮いてしまうと、奈良市としても既に大きな資金を投下しているだけに、財政的にも大きな影響を受けずにはいられないわけであります。今回の移転中止に当たって、積水はその補償をどうされると聞いておられるのでしょうか。また、積水の中ノ川移転の中止で、奈良市の朱雀大路復原整備計画はもとより、国立文化財総合機構（仮称）を含めた県の学研都市整備構想がどうなるのかも、あわせてお伺いいたします。

次に、土木部長に、地元の問題等につきまして四点お伺いしたいと思います。

私の地元である奈良市におきまして、近鉄西大寺駅北側の市街地再開発事業が、関係者のご努力にもかかわらず、バブル崩壊後の大幅な地価下落の影響等によりまして、地権者の同意が得られず、また、長引く不況の影響からテナント企業の誘致が困難となりまして、事業の進捗が見られないことから、昨年三月、事業中止という残念なことになっております。しかし、その後の対応につきましては、新聞報道等によりますと、奈良市は、市街地再開発事業は断念したものの、交通処理の円滑化に加え、防災性の向上、市街地の活性化等からも、駅前広場や地区道路などの都市基盤整備はぜひとも必要として、地区計画を含む市街地再開発事業にかわる新しい整備手法を検討して、合意形成に向けて権利者と話し合いを進めておられるとのことであります。

そこで、土木部長にお伺いします。西大寺駅周辺は、奈良市の副都心にふさわしい市街地として整備が強く望まれている地区であり、早期に市街地再開発事業にかわるべき計画、手法を取りまとめ、整備の方向性を示すべきだと考えますが、県としてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

続いて、西大寺駅付近の交通対策についてであります。この地域は近鉄の軌道によりまして南北が分断されているために、周辺の道路は慢性的に渋滞をしております、特に休日ともなると買物客の車も錯綜し、渋滞は一層激しくなっております。現在の計画では、駅北側に西大寺一条線、駅南側に西大寺阪奈線が計画されておまして、駅の南北ではそれぞれ駅前広場を設けて交通処理を行う、そういう計画になっております。しかし、こうした渋滞状況を解決するためには、これだけでは十分とは言えず、西大寺駅の地下を南北に通過する立体交差道路、いわゆるアンダーパスの道路が必要と考えております。その場合、事業者は奈良市ということになるかと思いますが、県においても、その実現に向けて奈良市に対して指導・助言していかれそうですように要望いたしておきます。

次に、近鉄富雄駅周辺の交通対策についてお尋ねをいたします。

近鉄富雄駅の西側を富雄川沿いに南北に縦断する高山富雄小泉線については、かねてより拡幅整備が進められてきたところですが、その事業の中でも懸案の近鉄奈良線の富雄川

橋りょうのかけかえ工事が平成九年度より着々と進められていることに、知事をはじめとする関係者の皆様のご努力に敬意を表しているところであります。

この区間は交通が錯綜するところであり、地元の住民ともども、早期の完成をお願いするものであります。また、この整備がなされますと、道路が四車線となります。自動車交通がさぞかしスムーズになることと期待はいたしておりますが、逆に心配な面もあります。それは歩行者の通行のことです。富雄駅へは各方面から利用者が参りますが、それらの方々のうち、富雄川の西側から富雄川を渡り、さらに道路を横断し、駅へ向かう方も多数おられます。それらの駅利用者は、現在二車線の高山富雄小泉線を横断して駅へと向かわれているのですが、今後道路整備がなされますと、四車線の道を横断することとなります。その場合、交通事故の危険性がこれまで以上に増大するのではないかと危惧するものであります。

そこで、土木部長にお尋ねをいたします。スムーズな自動車交通を確保するとともに交通事故を未然に防ぐためにも、歩行者ができるだけ安全に横断できるような対策を検討していく必要があると考えますが、県としてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、国道三〇八号の宝来町から尼辻町間の道路整備についてお伺いをいたします。

この区間は、都市計画決定された平面四車線、高架四車線の計八車線で整備すべく平成二年度から事業着手され、既に十年が経過しております。用地買収もかなり進んでいると聞いておりますが、高架構造に対する根強い反対があり、地元から多数の署名を添え、計画の見直し、すなわち半地下構造への変更陳情がなされているところであります。県としては、過去において地元と説明会を持たれ、また、話し合いの機会を持たれているところでありますが、いまだ協議が調っていないと聞いております。いろいろと難しい話もあり、対応に苦勞されているものと思いますが、精力的に協議を進められ、理解を得て、一日も早い完成が望まれているところであります。

そこで、この区間の整備について、今後県はどのように進めていこうとされているのか、土木部長の所見をお伺いいたします。

次に、秋篠川の改修についてお尋ねをいたします。

秋篠川は奈良市登美ヶ丘の大淵池に源を発し、秋篠の里をゆったりと流れ、平城京跡の西部を南流し佐保川へと注ぐ一級河川であります。平城京の昔は物資運搬のための重要な水路で、川沿いには秋篠寺、唐招提寺、薬師寺といった寺院が建てられ、歴史的にも重要な役目を果たしてきました。延長は十キロメートル足らずとそう長くはありませんが、流域人口は約七万人と多く、今も日常生活に密着した重要な河川であります。県では、秋篠川の上流の中山町地内で対話型公共事業、いわゆる「地域が育む川づくり事業」として、河川環境整備の計画策定から河川の維持管理にわたり、地域の多世代の住民の方の意見を聞き、その意見を取り入れながら事業を進めておられます。当初計画段階から地域住民にとって秋篠川が本当に身近に感じられ、事業の完成を心待ちしております。また、以前か

ら、下流の佐保川の合流点から順次河川改修を進めておられ、現在近鉄平城駅あたりで改修工事が行われています。秋篠川は延長もそう長くはなく、流域面積もそう大きくはありませんが、その川沿いに貴重な文化が蓄積され、人々もたくさん生活しております。いわば奈良盆地の河川を象徴するような河川であります。

そこで、土木部長にお伺いいたします。これから、秋篠川流域の住民が親しめ、また安心して暮らせるように改修を進めていただきたいと願うわけですが、秋篠川上流での環境整備事業、いわゆる「地域が育む川づくり事業」の進捗状況、それと、秋篠川改修の進捗状況と、近鉄平城駅あたりから上流へ向けての今後の見通しをお聞かせ願いたいのであります。

以上で土木部長に対しての質問とさせていただきます。

最後に、教育問題について教育長にお伺いいたします。

ことしも卒業式、入学式のシーズンが参りました。昨年八月にはいわゆる国旗・国歌法が制定され、国旗掲揚と国歌斉唱の機運が高まっております。ところで、本県における今年度の公立学校入学式の国旗掲揚及び国歌斉唱の実施率を見ますと、国旗では平均して九〇%を上回っているものの、国歌については八〇%に満たず、全国の状況から見て低い状況にございます。しかしながら、先日行われた公立高校の卒業式では、すべての高校で国旗が掲げられ、国歌についても入学式と比較して実施校が十校ふえ、実施率も九〇%近くになったと報ぜられております。このようになるに至った背景には、県教委をはじめ多くの方々の努力があったものと考えますが、私は、これから行われる小中学校の卒業式においてもこうした改善が図られるとともに、できるだけ早期に、どの学校においても混乱なく国旗掲揚、国歌斉唱が行われるようお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか、教育長のお考えを伺いたいと存じます。

また、国旗、国歌にかかわって、私の考えといいますか、思いを少し述べさせていただきます。

国旗日の丸は、もちろん太陽をあらわしていると思うわけであります。私たちの遠い祖先も同じように考え、この恵まれた大地で、太陽の恵みによって生かされてきたことへの感謝の気持ちを持ち続けてきたことと存じます。このような、国と、国の印である国旗に対する思いは、その由来は違っても、多くの国に共通するものがあるのではないのでしょうか。その意味で、子どもたちに、まず我が国の国旗について学ぶことを基本とし、諸外国の国旗についてもこれを尊重する態度を育てることが大切だと考えております。国際理解の第一歩は自国理解にあると言われるます。国際化の進む中、真の国際人として認められ、日本人として活躍するには、子どもたちに国旗や国歌の意義を正しく理解させることが大切であると思うわけであります。また、二十一世紀の国際社会に生きるためには、自国の国旗、国歌と同時に他国の国旗、国歌をとうとぶという国際社会の基本的なルール、マナーを身につけることが同時に大切にされなければなりません。

さらには、我が国の歴史や文化について、国際交流の中で外国の人々に説明できることも大切であると考えています。そのために、国旗、国歌とともに、学校で我が国の民族の心を伝える神話や伝承について学ぶことも、国際社会に生きる日本人として重要なことだと考えておるわけであります。その一つの方法として、例えば神話、伝承として、高天原神話や出雲の国譲りなどが書かれている「古事記」、「日本書紀」に触れることも大きな意味があると考えております。このことについては、一昨年インドで開催されました国際児童図書評議会の世界大会に寄せられた、美智子皇后様の基調講演の収録を読む機会がありまして、非常に感銘を受けたことがございます。この講演の中で皇后様は、子どものころお父様からいただかれた、子ども向けに書かれた「古事記」、「日本書紀」について、民族の子ども時代のようなこの太古の物語を大変おもしろく読んだこと。また、一国の神話や伝説は、正確な史実ではないかもしれないけれど、その民族を象徴しており、これに民話を加えると、それぞれの国や地域の人々が、どのような自然観や死生観を持っていたか、さらに、何をとうとび、何を恐れたか、どのような想像力を持っていたか等が感じられたこと。神話、伝説の本は、個々の家族以外にも民族の共通の祖先があることを教えてくれたという意味で、自分に一つの根っこのようなものをりえてくれたことなどを語っておられます。国際化が進む中であって、この言葉は、まさに今私たちが子どもたちに教えるべきことを示唆しているものと受けとめております。

幸いにして、我が奈良県は豊かな歴史遺産に恵まれております。こうした歴史遺産を「古事記」、「日本書紀」とも関連させながら子どもたちに教えていくことができれば、さらに歴史に対する子どもたちの興味や関心を深められるとともに、郷土を愛する心を育てることにもなるのではないのでしょうか。また、こういう教育が、今後子どもたちに日本人としてのアイデンティティを待たせ、国民として相互の心をつなぐかけ橋になるのではないかと考えます。学校教育において積極的にこうした教育を進めることはできないものではないでしょうか。

以上二つのことについて、今後県教育委員会として、どのように指導を充実させようと考えておられるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（松井正剛君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 二十七番小林議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問の第一は、県立商科大学の改革についてのスケジュール、どう改革しようかと、こういう点でございます。

現在の県立商科大学は、平成二年に四年制大学として開学いたしまして、以降、教育内容の充実化、高度化を図りながら、平成八年からは商学科の中に、二十一世紀の成長産業と目される観光分野に焦点を当てた国際観光経営コースを開設するなど、ご質問にもございましたように、勤労青年等に対する高等教育の場の提供、社会人に対する生涯学習の場の提供、あるいは地域経済の活性化と発展への貢献としての機能を果たしてきたと考える

次第でございます。しかしながら、近年の社会経済情勢の変化は目覚ましく、新しい時代の流れに対応した人材養成を推進する観点から、大学改革を行おうとするところでございます。

具体的な改革の視点といたしましては、ご質問にお述べいただきましたように、二十一世紀においては地域という広がりとの視点がますます重要性を増すものと考えられるわけでございます。二十一世紀における地域づくりに必要な人材を養成し、人づくりを通じて新しい地域づくりにも貢献する、これを大学の使命と考え、これにふさわしい学部学科に改革しようというものでございます。具体的には、現在の商学部商学科を廃止し、平成十三年四月から新たに、現段階では仮称でございますが、地域創造学部を創設するとともに、学科につきましても地域発展へのかかわりを重視いたしまして、地域の経済を教育・研究する地域経済学科と、二十一世紀の成長産業と目され、また、本県の豊富な観光資源の活用、活性化を教育・研究する観光経営学科を設置したいと考えているところでございます。その場合の入学定員でございますが、地域経済学科六十名、観光経営学科四十名の合計百名と、現在と同規模にするとともに、新たに二年次で五名と三年次で十名の編入学制度を採用したいと考えております。さらに、授業科目を約二百科目に倍増の上、半年単位で修得できるセメスター制、六カ月制でございますが、これを導入するとともに、一年次からのゼミの実施など、広い視野から新しい地域づくりを構想できる人材を養成するため、教育課程を工夫する考えでございます。

今後のスケジュールといたしましては、この四月に文部省に学部学科設置認可申請を行いまして、大学設置学校法人審議会への諮問手続を経て、年内に認可をいただくよう努力してまいりたいと考えております。また、新学部新学科の創設に向けまして、不足する教室の解消等を図るため、旧船橋庁舎北館を活用した施設整備を行うとともに広報活動を積極的に行うなど、平成十三年四月に向け、その準備に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に第二点目は、新県立図書館の整備につきまして、平成十二年度の取り組みと施設完成までの今後の見通しでございます。

新県立図書館は、二十一世紀の高度情報社会に通用する仕組みを整えた総合情報センターとして整備するため、奈良県立図書館整備基本構想に基づきまして、一つは、奈良県の歴史文化に関する資料、あるいは戦争体験にかかわる資料、県行政資料など、特色ある資料を提供する専門図書館としての機能を一つ考えております。次に、膨大な情報の中から必要な情報を迅速、確実に提供するとともに、利用者の情報活用を支援する仕組みを持つ情報センター機能としての機能を考えております。同時に、市町村図書館と役割を分担して、より専門的なサービスができる中核的な公共図書館としての機能を考えておりまして、これら三つを目指す方向として検討を進めてきたところでございます。平成十二年度は、これらを踏まえた基本設計及び文化財発掘調査などの関連調査の実施を予定しておるところでございます。基本設計におきましては、県立図書館に求められる多様なニーズに対

応し、より多くの人に親しんでいただける施設となることを基本として、あわせて、今後の高度情報社会の進展やメディアの変化に柔軟な対応ができる施設になるように、部崖の配置とか情報システム及び運営方法など、いろいろな角度から検討を行いたいと考えております。いずれにしても、スケジュールとしてはなお不確定な要素もございますが、五ないし六年の期間を目途に設計、工事などそれぞれの工程を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 関総務部長。

◎総務部長（関博之君） （登壇） 二十七番小林議員のご質問にお答えいたします。

消防体制の関係でご質問がありました。

まず、本県の火災発生件数でございますが、平成九年は六百一件、うち建物火災三百四十七件、平成十年は五百十一件、うち建物火災二百九十六件であります。これを、人口一万人当たりの件数―出火率と申しますが、これで見ますと、平成十年は全国第三十九位という状況になっております。

また、本県の消防体制は、十三の消防本部、職員が約千七百名おりますが、それと四十七市町村にそれぞれ消防団、団員数が約九千九百名でございますが、これが設置されて消火活動などに従事をしているところでございます。お尋ねの、県内の市町村間の連携についてでございますが、以前は、それぞれの各地域において合計十四の相互応援協定が締結されていたところですが、阪神・淡路大震災を教訓として、それ以後新たに九つの相互応援協定が結ばれました。さらには、大規模特殊災害が発生した場合を想定しまして、県下十三消防本部が相互に応援、連携をするために、奈良県消防広域相互応援協定が平成八年五月に締結されております。このほか、隣接する他府県市町村との協定もありますが、いずれにしても、あらゆる火災に対応するためには日ごろから連携を図り、これらの協定が実効性のあるものにする必要があります。このため、消防長会などの定期的な会合における意思疎通、県防災総合訓練や林野火災訓練などを通じての連携強化を図ってきたところであります。特に平成十二年度は、奈良県において近畿二府七県合同防災訓練を実施することとしておりまして、近畿府県との広域的な連携もあわせて図ってまいりたいと考えております。今後とも各消防本部、各消防団とあらゆる機会を通じて連携の強化を図り、消防体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 小滝企画部長。

◎企画部長（小滝晃君） （登壇） 二十七番小林議員のご質問にご答弁させていただきます。

積水化学工業奈良工場の奈良市中ノ川への移転中止についてのお尋ねでございます。

積水の中ノ川移転計画の見直しにつきましては、県も、昨年奈良市から相談を受けて以来、奈良市とともに積水に対し、確認書に基づく中ノ川移転の実現を要請してきたところ

でございます。しかしながら、経営環境の悪化で積水においても経営全般について見直さざるを得ず、奈良工場の新規立地は困難ということで、ことしに入りまして、積水から正式に移転を見合わせたい旨の申入れがあったということでございます。中ノ川につきましては、奈良市が移転先用地として取得、造成をいたしまして、積水に提供するというようにされておりましたが、その中で奈良市が既に用地を取得済みの段階でありましたことから、奈良市と積水の双方で善後策を協議いただいていたわけでございますが、県といたしましては積水に誠意ある対応を望むとともに、奈良市との間で合意を得るよう申し上げてきたというところでございます。その結果、このほど積水と奈良市の間で大筋で合意した旨の報告を受けたというところでございます。その内容は、奈良工場の中ノ川移転中止を奈良市は了承するが、積水は移転準備に要した事務的経費などについて負担をするということとともに、中ノ川については今後奈良市が自然の森などとして整備する際に、積水が事業参画、協力するというものでございます。具体的には、今後双方で事務的な詰めをするというふうに伺っているところでございます。

学研都市、平城宮跡地区の整備については、引き続き実現に向けて努力してまいることとしておりますが、現在の積水奈良工場部分につきましては、しばらく現在地で操業を続けたいというふうに言うておりまして、今後積水の考え方を伺いながら改めて協議をしていくものと考えているところでございます。なお、国立文化財総合機構、仮称でございますが、これにつきましては、場所を特定して考えているわけではないので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 森上木部長。

◎土木部長（森俊勇君） （登壇） 二十七番小林議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目は、西大寺駅周辺の整備に関してのご質問であります。

西大寺駅北地区周辺につきましては、今後とも奈良市の副都心としての役割が期待されるところでございまして、市街地再開発事業が中止となりましても、駅前広場などの都市基盤整備の必要性は高く、このままの状態では放置することはできない区域と認識しております。このため、現在奈良市におきまして、市街地再開発事業にかかわるべき駅前広場や道路などの整備手法につきまして鋭意検討を進めていただいているところでありまして、今後できるだけ早期に地元の関係権利者との調整を図り、整備の方向を固めて、都市計画変更等所要の措置を講じていく予定と伺っております。県といたしましても同様の認識に立ちまして、市の動向等を見ながら、議員お述べのような奈良市の副都心にふさわしい市街地の整備が進められるよう、市に対し指導・助言を行ってまいり所存であります。

二点目は、富雄駅周辺の交通対策に関してのご質問であります。

高山富雄小泉線は、奈良市の西部を南北に縦断いたしまして、阪奈道路以南と学研都市を結びます幹線道路であります。このうち近鉄の富雄駅付近から三松橋付近までの約九百メートルの区間については、現在街路事業及び河川改修事業で鋭意事業を進めているとこ

ろであり、近鉄富雄駅付近につきましては、議員お述べのように、道路の拡幅及び河川改修によって必要となります、近鉄奈良線の富雄川橋りょうのかけがえ工事を一体となって行っているところであります。ご指摘の、四車線化に伴います歩行者の安全な道路横断対策につきましては、県といたしましても、特に富雄川の西方面から富雄川を越えて駅へと向かってこられる歩行者について、所要の対策を講じることが必要と認識しております。具体的には、例えば富雄駅付近で富雄川を渡る歩行者用の橋りょうを設置するといったことが考えられるわけではありますが、地元の方々のご理解を得るとともに、関係機関とも協議しながら、今後速やかに検討していく所存であります。

三点目は、国道三〇八号大宮道路に関してのご質問であります。

一般国道三〇八号大宮道路は、第二阪奈有料道路と奈良市中心部を直結いたしまして、菅原交差点におきます交通渋滞の緩和等のため非常に重要な幹線道路であります。大宮道路は、ご質問でお触れになりましたように、高架四車線、平面四車線の八車線道路としまして昭和六十一年一月に都市計画決定されまして、平成二年度より事業化してきているのであります。これまで用地取得のため関係地権者の方々と交渉を重ねまして、必要用地面積約二万七千六百平米のうち、平成十一年度末の取得用地といたしましては約一万八千六百平米となりまして、必要面積の約九割の取得率となる見込みでございます。今後は、残る用地の地権者の方々と精力的に交渉をいたしまして用地の取得に努めますとともに、用地の取得済み区間におきましては順次工事を進めてまいりたいと思います。本道路につきましては、奈良心の菅原町自治会、阪奈宝来商店会、菅原町道路問題対策委員会の方々から、景観や日照問題などを理由に、高架構造から、ご質問にもございましたように、半地下構造へ変更のご要望を受けているところでありますが、平成十一年十二月に開きました説明会におきまして、多岐にわたります比較検討の結果といたしまして、総合的な判断といたしましては半地下構造よりも高架構造が適切でありますことをご説明申し上げ、ご理解とご協力を改めてお願いしたところであります。今後とも高梨構造について地元の方々のご理解とご協力を得られるよう、なお一層努力を傾注してまいりたいと思います。

最後は、秋篠川の改修についてのご質問であります。

秋篠川は、大和郡山市九条町地内の佐保川合流点より奈良市中山町地内の鶴舞放水路までの延長約九・六キロメートルのうち、佐保川合流点から約八・四キロメートルを改修することとしております。現在、近鉄の京都線平城駅までの約五・六キロメートルがおおむね改修済みでありまして、平成十一年度末には近鉄京都線平城駅付近の鉄道橋のかけがえ工事を完了する予定であります。平成十二年度からは、上流に向けまして改修工事を鋭意継続していく所存であります。

ご質問にございました「地域が育む川づくり事業」につきましては、県民参加型の施策の一環といたしまして、いわゆる計画づくりに参画いただくことはもとより、完成後は、草刈り、清掃等に関しましては地域の方々にお

願いたしますことを前提に進めてきている施策でございます。秋篠川につきましては、奈良市中山町の泉橋上・下流の約一・二キロメートルの区間で、地域の方々のご意見を踏まえまして作成しました基本構想に沿った整備を行うこととしていただいております。現在実施中の測量及び詳細設計を終了させまして、平成十二年度には一部工事に着手してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 二十七番小林議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校における国旗掲揚、国歌斉唱についてのお尋ねでございます。

ご質問の中で一部お述べになりましたが、公立高等学校の卒業式における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況ですが、国旗掲揚が、昨年の九三・三％に対して今年度は一〇〇％で、国歌斉唱は、昨年の六六・七％に対し今年度は八八・九％でございます。県の教育委員会といたしましては、これまで学習指導要領の趣旨の徹底を図ってきたこと、また、国旗、国歌が法制化されたことなどもありまして、各学校における取り組みが進んだものと受けとめております。小中学校につきましても、各市町村教育委員会を通じまして、学習指導要領の趣旨が徹底するように指導に努めているところでもございます。

次に、神話・伝承学習の必要性についてのお尋ねでございます。

我が国の神話、伝承につきましては、私自身も子どものころ、興味深い物語として自然に接して、歴史文化に対する興味、関心を高めたなという思いがございます。「古事記」とか「日本書紀」などに記述されております神話、伝承につきましては、現在教科書では、古代の人々の文化遺産として主に歴史学習の中で扱われてもおりますし、高校では一部歴史的資料として取り上げられてもおります。私自身は、そういう意味では「古事記」、「日本書紀」などに見られます神話、伝承というのは、子どもたちが国の形成に関して当時の人々の物の見方や考え方に関心を持って、我が国の古代史学習に一層親しみを持てる役割を持つものであると考えております。また、本県の特徴であります豊かな歴史的風土にかかわります史実の記述も多く見られます。本県ならではの全国への情報の発信とか、議員もお述べでございましたが、本県の児童生徒の郷土への愛着を深めるという意味からも、大切な意味を持つものだと考えております。こういうようなことから、学校教育において子どもたちに科学的な物の見方をしっかりと身につけさせることを基本にしながら、「古事記」や「日本書紀」などに見られる神話、伝承の活用や指導方法についても研究を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松井正剛君） 小林喬君

◆二十七番（小林喬君） ありがとうございます。それぞれご回答いただきまして、大体において了解させていただきました。

教育長、よく奈良県の知事もおっしゃいますが、本県の持つ文化的、歴史的特性と、そういうまくら言葉がついてくるんですが、そういう意味からもぜひ、強調して、研究して、やっていただきたい、そういうふうに思っておるわけであります。

ちょっと時間がありますので、申し上げておきたいと思います。なお、今ご質問させていただきましたことについては、ご回答いただきまして、予算委員会で論議を深めていきたい、そういうふうに思っておりますので、特にございません。

最近、特に警察関係について、警察に、また公安委員会に対していろいろの論議を呼んでおります。ごくごく一部の方の考え違い、間違った職務の執行によりまして信頼が破れているというのは、残念でならないわけであります。きょうの新聞等によりまして、中坊公平さんが、警察のない社会はあり得ない、警察への信頼は片時も揺らいではいけない、警察の危機というより全国民の危機なんだ、こういうようなこと。それから、警察の人に忘れてほしくはないことがある、本当は国民は警察のことを信頼したいんだ、だからこそ批判が強まっている、それを再建のための力にしていきたい、それから、現場の第一線で優秀でまじめにやっている人がたくさんいると、そういうようなことがありまして、そしてまた、産経のいわゆる社説、主張でも、日本の警察は一部にほころびが見え始めたものの、全体としてはまだまだ諸外国に負けない捜査能力と高い倫理感を維持して、こういうように、いろいろそのほか各紙に書いてございます。

仏教の言葉に、信じるとは任せることなり、そういう言葉があるわけであります。ぜひ県民の安全と安心を求める声にこたえて、自信を持ってご精励いただきますように心からお願いを申し上げるわけであります。きのう中坊公平さんも、信頼しなければ一日も生きていけない、そういう組織なんだ、そういうことをNHKでおっしゃっておられました。なるほどと思っておるわけであります。いわゆるこういうようないろいろな批判とか新聞報道等がありますけれども、自信を持って頑張っていきたい、心からお願いを申し上げる次第であります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松井正剛君） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

○議長（松井正剛君） 次に、陳情二件を上程いたします。

お手元の印刷物でご承知願います。

陳情第十九号

私立学校振興に関する陳情

陳情者	全国私立学校審議会連合会
会長	酒井ひろし
	奈良県私立学校審議会
会長	藤田照清

《要旨》

本全国私立学校審議会連合会は、私立学校法に基づいて、各都道府県知事の諮問機関として設置されました「私立学校審議会」の連合組織です。平成十一年十一月一・二日の両日、北海道札幌市で開催しました第五十四回総会におきまして、出席者二百二十名の総意により、次の要望事項を決議しました。

何卒、格別のご高配、ご尽力を賜りたく陳情いたします。

〈専修学校・各種学校関係〉

一、専修（各種）学校における生涯学習課程の位置づけと明確化について

専修学校・各種学校における生涯学習の実践は、全国各地域で多種多様な取り組みがなされ、地域の学習機関として着実に発展してきている。今後とも、生涯学習社会に対応した重要な教育機関として一層の充実が望まれる。しかし、新たな生涯学習課程の創設については、教育形態の柔軟性との兼ね合いから、より慎重な論議が必要とされる。今後の専修学校・各種学校における生涯学習のあり方については、通信教育課程の新設や履修者への単位の累積加算制度などの新たな評価システムの導入など、社会状況の変化に即応した教育機関としての将来像について、広範な検討がなされることを要望する。

二、社会の動向、地域のニーズに対応した生涯学習の振興について

専修学校・各種学校は、地域に密着した教育機関として、生涯学習社会を築いていく上で、大きな役割を果たしていくことが期待されている。

また、終身雇用・年功序列が崩れ、雇用の流動化が一層進む今日、労働省においては昨年から教育訓練給付制度を新たに創設し、自己啓発の面から積極的に推進し始めた。このような公的支援による政策を文部省・地方公共団体においても、積極的に新設するよう要望する。

〈幼稚園・盲学校・ろう学校および養護学校関係〉

一、「緊急少子化対策の基本方針」について

幼稚園と保育所とはその機能を異にし、それぞれの制度の中で整備充実に努めてきている。一方、両施設とも就学前の幼児を対象としていることなどから、類似した役割を求められる面があることも事実である。この点については、文部省と厚生省は少子化対策の上から、両施設の連携を図るよう、協議会を設け検討を進めている。

本年四月、自由民主党、自由党および公明党・改革クラブの三会派による「緊急少子化対策の基本方針」では、保育所の設置主体の多様化に照らし、『保育所の設置者が幼稚園の設置者となれるようにすることについても検討し、早期に結論を得る』とされている。

文部省、厚生省は連携を密にしつつ、所要の検討を進めている段階と認識しているが、幼稚園と保育所の規制緩和については、

① 学校教育法第一条校としての幼稚園教育の質が低下しないよう、学校教育法をはじめ各種の関連法令を最大限堅持すること。

② 幼稚園と保育所の公的財政支援の不均衡の是正を図ること。

③ 社会福祉法人の幼稚園参入については、私立幼稚園の学校法人化を促進してきた歴史的経緯を十分尊重すること。

上記の三点について、全国私立学校審議会連合会と県私立学校審議会は、県に対して要望する。

二. 緩和されるべき規制と守らなければならない規制を幼児が学ぶという視点から見直す必要があるのではないか

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、このような時期に行われる幼稚園教育は極めて大切な役割を担っている。幼稚園教育については、園生活全体を通じて幼児期にふさわしい教育を学校教育として展開することを基本に、その振興を図っている。

また、近年の少子化の進行、共稼ぎ家庭の増加といった幼児を取り巻く環境の変化に対応するため、預かり保育や子育て支援活動といった幼稚園運営の弾力化を推進している。今後とも、幼児と保護者の立場に立って、幼児教育の一層の振興に努めていくべきである。

県私立学校審議会は、幼児教育の立場から、制度改革および運営の弾力化等に関して、県に要望する。

〈小学校・中学校・高等学校関係〉

一. 都市化の進展する中における学校施設の適正な教育環境について

私立学校が老朽化校舎等の既存校舎の建替えに際しては、その後の建築基準法等の改正により、現状建物面積が確保できず苦慮している事例がある。既存校舎の建替えに当たっては適正な教育環境維持のため、建築基準法等の学校建物への適用には、特例的に条件を緩和するよう強く要望する。

二. 通信制高等学校の設置認可基準と運営指導について

通信制高等学校の中には、制度上の当初の目的からは大きくかけ離れ、中途退学者や不登校生を受け入れる場となっているものがある。

この事態に対応すべき法令上の整備が行われていないため、認可都道府県による指導・監督も行き届かず、いわゆるサポート校主導による連携や教育施設でないスクーリング会場の設置など、一条校としての教育内容・条件を具備していない事例も散見され、いわば野放し状態にあるといっても過言ではない。

この件に関しては昨年も要請したところであるが、改善をみていない。ついては、県行政当局においても、この件に関して文部省に具体的見解の開示を求め、場合によっては、県独自の指導基準を制定して対処するよう強く要望する。

陳情第二十号

スケートボードコート設置に関する陳情

陳情者 生駒郡斑鳩町興留五丁目二一ー
スケボーコート設置を求める会

世話人 内海順子 外一名

若者のスポーツとしてスケボーと言われるスケートボードは静かなブームを呼んでおります。しかし、スケボーをするコートはなく、いきおい車の極端に少なくなる深夜近くに駅前広場等を利用することになります。

ところがボードをターンする時のカッチという騒音により、周辺に迷惑をかけます。その結果警察署員にスケートボードを中止するよう指導を受けることはしばしばあります。

どうかスケボーをする者が安心してできるコートを設置して頂きますよう、下記に例示して陳情致します。

ぜひ、実現頂きますようお願い致します。

記

「例示」

大和川の橋の下の河川敷を舗装してコートとし、橋に適度の照明器具を設置してコート照明する。あるいは休館日の駐車場を開放するなど、各種の方法を検討してください。

○議長（松井正剛君） 次に、知事の議案送付文を朗読させます。

（議事課主幹岡本守君朗読）

△財第六十六号

平成十二年三月十日

奈良県議会議長 松井正剛殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第七六号 平成十一年度奈良県一般会計補正予算（第四号）

議第七七号 平成十一年度奈良県証紙収入特別会計補正予算（第一号）

議第七八号 平成十一年度奈良県流域下水道事業費特別会計補正予算（第二号）

議第七九号 平成十一年度奈良県水道用水供給事業費特別会計補正予算（第二号）

議第八〇号 県立医科大学附属病院の医療機器の取得について

議第八一号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第八二号 流域下水道事業にかかる請負契約の締結について

議第八三号 重要文化財等修理受託事業にかかる請負契約の締結について

議第八四号 河川法第四条第六項の規定による一級河川の指定の変更について

議第八五号 住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担について

以上のとおり提出します。

○議長（松井正剛君） 議案はお手元に配布いたしておりますが、配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、平成十一年度議案、議第七十六号ないし議第八十五号を一括議題といたします。

知事に追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（柿本善也君）（登壇） ただいま提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議第七十六号は、平成十一年度一般会計補正予算案であります。このたびの補正予算案においては、諸般の事情により必要と認められる経費の増額補正及び各種事業の執行を見通しての減額補正を行い、差引き六十二億七千七百万円余の減額措置を講じることといたしました。

まず、増額補正につきましては、国の第二次補正予算に伴う直轄事業費負担金等の追加、県税交付金等の追加、老人保健・福祉医療費助成金の追加等、総額五十億七千四百万円余を措置いたしました。一方、減額補正は、百十三億五千二百万円余であります。金利水準の低下に伴う制度融資預託金等の減、公共事業等の認証減、あるいは事業執行上不用と見込まれます主なものについて減額措置を行うものであります。

また、繰越明許費につきましては、国の第二次補正予算に対応して十二月に補正予算上いたしました公共事業等、事業費の一部四百七十二億七千三百万円余を翌年度に繰越すものであります。

次に、議第七十七号ないし議第七十九号の三議案は、いずれも平成十一年度の特別会計補正予算案であり、証紙収入の増による繰り出し措置のほか、流域下水道事業における繰越明許費補正及び水道事業における水源開発施設負担金等の追加を行うものであります。

議第八十号は、医科大学附属病院の医療機器の取得に関する議案であり、議第八十一号ないし議第八十三号の三議案は、道路整備事業、流域下水道事業及び重要文化財等修理受託事業に係る請負契約の締結に関する議案であります。

議第八十四号は、河川法の規定に基づく一級河川の指定の変更に関する議案であります。

議第八十五号は、住民訴訟に要した弁護士報酬を県が負担することについて議決を求めるものであります。

以上が、このたび提出いたしました議案の概要であります。何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決またはご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松井正剛君） 次に、平成十二年度議案、議第一号ないし議第四十九号、並びに平成十一年度議案、議第七十六号ないし議第八十五号及び報第十七号を一括議題といたします。

○議長（松井正剛君） この際、ご報告いたします。

平成十二年度議案、議第三十七号中、教育委員会所管分については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第四項の規定により教育委員会の意見を、平成十二年度議案、議第十九号については、地方公務員法第五条第二項の規定により人事委員会の意見を求めま

したところ、それぞれ回答が参りましたので、その写しをお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

教総第四百十五号

平成十二年三月九日

奈良県議会議長 松井正剛様

奈良県教育委員会委員長 木村 實

奈良県事務処理の特例に関する条例制定に伴う意見について（回答）

平成十二年二月二十八日付け奈議第百八十二号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議第三七号 奈良県事務処理の特例に関する条例

（教育委員会所管分）

上記の条例案は適当と認めます。

△奈人委第二百十号

平成十二年三月九日

奈良県議会議長 松井正剛様

奈良県人事委員会委員長 冬木智子

職員に関する条例の制定に伴う意見について（回答）

平成十二年二月二十八日付け奈議第百八十一号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議第一九号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の条例案は適当と認めます。

○議長（松井正剛君） お諮りいたします。

ただいま上程中の各議案については、十三人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査並びに審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任については、議長より指名推選の方法により指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、ただいまより予算審査特別委員会の委員長、副委員長及び委員を指名いたします。

委員長	三十七番	新谷紘一君
副委員長	四番	笹尾保博君
委員	三番	上田 悟君
委員	六番	森下 豊君
委員	九番	山村幸穂君
委員	十一番	神田加津代君
委員	二十番	樹杉和彦君
委員	二十二番	大保親治君
委員	二十七番	小林 喬君
委員	二十九番	藤本昭広君
委員	三十番	山下 力君
委員	四十二番	上松正知君
委員	四十五番	中村 昭君

以上のとおり指名いたします。

被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、指名のとおり選任されました。

○議長（松井正剛君） 三十四番飯田正君。

◆三十四番（飯田正君） 予算審査特別委員会開催のため、明三月十一日から二十三日まで本会議を開かず、三月二十四日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出いたします。

○議長（松井正剛君） お諮りいたします。

三十四番飯田正君のただいまの動議のとおり決しましてご質議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回三月二十四日の日程は予算審査特別委員長報告及び常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会いたします。

△午後四時五十三分散会